

広島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子供を取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの問題の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

- 平成25年度より「事務局配置型」から「拠点校派遣型」へと変更している。
- 各行政区内の拠点校に、スクールソーシャルワーカーを配置している。拠点校は生徒指導アドバイザー（校長OB）拠点校と同一校とし、生徒指導アドバイザーとの連携の強化を図り、児童生徒や家庭へより効果的な支援を図っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：8人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する運営指針を作成することにより、本市が目指すスクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のあり方等が明確になり、本事業の適切な運用を図ることができる。活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付し、周知するようにしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカーのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

（2）研修回数（頻度）

- 運営協議会の実施（年1回）
- スクールソーシャルワーカー活用事業連絡会議（年3回）
- 各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。

（4）特に効果のあった研修内容

大学教授、児童相談所長等の福祉分野の専門家を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有）
- 活用方法
 - ・ 年3回、県外の大学教授を招聘し、スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討を実施している。
 - ・ 月2回、県内のスーパーバイザーに依頼し、新規採用者を対象とする基礎的な理論研修及び困難事例等に係る助言を行っている。

（6）課題

スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、事務局内の指導主事を中心とした事例検討会は行えるが、理論研修等の充実が図れていない。そのため、県外の大学教授論を招聘する研修会でしか、理論研修等の専門性に特化した研修が実施できない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童の支援のための活用事例（③⑥）

- 本児の状況：小学生男子。落ち着きがなく授業中に徘徊することが多く、欠席も増えてきている。
- 家庭の状況：父、母、姉、兄、本児の5人家族。母は本児の状況に疲労困憊している。
- 関係機関：学校、生活課、保健福祉課、民生委員・児童委員、特別支援学校サポートセンター、SSW
- 具体的な支援：学校が主体となって関係機関によるケース会議を開催して支援方針を検討し、チーム学校としての視点を持って以下の支援を行う。
民生委員・児童委員を介して学校が母親と面談し、本児を小児精神科で受診させる。結果、ADHDと診断され、服薬を開始するとともに、放課後デイサービスの利用を開始する。一方、本児への適切な学習支援を行うため、特別支援サポートセンターと連携して母親への助言等を行い、特別支援学級への措置変更を行うに至る。現在、本児の学校生活、本児を含めた家族の家庭生活ともに落ち着きを取り戻し、特別支援学校進学へ向けて療育手帳取得の手続きを行っている。

【事例2】家庭支援のための活用事例（③④⑥）

- 本児の状況：小学生男子、基本的な生活習慣が乱れ、朝、起きることができずに欠席することが多い。
- 家庭の状況：母、姉、本児の3人家族。母は精神疾患及びアルコール依存症で、家庭生活が乱れている。
- 関係機関：学校、児童相談所、生活課、保健福祉課、警察、民生委員・児童委員、SSW
- 具体的な支援：学校が主体となって関係機関によるケース会議を開催して支援方針を検討し、チーム学校としての視点を持って以下の支援を行う。
生活課、保健福祉課が連携し、母親に対する生活指導（断酒会の勧めや金銭管理の助言など）を行うとともに、訪問看護・ヘルパー（家事支援）を導入する。しかし、母親の断酒は思うように進まず、状況に耐えかねた姉が家出し、一時保護される。そのため、再度、関係機関によるケース会議を開催し、今後、各関係機関が役割を明確にして継続的に指導・支援等を行うとともに、当該会議を定例化して進捗状況を確認し方針を検討することを決定する。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ケース数（平成26年度）

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
件数	0	135	93	1	0	229

- 支援状況（平成26年度）

	家庭環境や子どもの課題（件）	ネットワーク（件）
状況	改善や好転している 166	構築できている 229
	現状維持 63	構築中 0
合計	229	229

- スクールソーシャルワーカーが関わった229件のうち166件は、家族環境や子どもの課題が改善や好転しており、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになってきている。

(2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。
- 支援件数の増加により、スクールソーシャルワーカーの増員を図っているが、今後、スクールソーシャルワーカー活用事業の安定と拡充を図っていくためには、雇用条件の整備も重要な課題となる。

北九州市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為、児童虐待など、幼児児童生徒の問題行動等の背景には、幼児児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけたり、学校・園あるいは学校・園の枠を越えて関係機関との連携を強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える幼児児童生徒への対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

北九州市基本構想・基本計画の部門別計画である「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に「スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充」を掲げている。平成20年度に2名で事業開始。平成25年度から7名体制とした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：7人
- 資格：社会福祉士又は精神保健福祉士
- 勤務形態：【身分】非常勤嘱託職員 【勤務時間、日数】1日7.5時間、週4日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 平成22年度に策定し、SSW活用事業の趣旨・概要や活用の仕方（活動方針）について示している。
- 毎年5月の校園長会議でSSWの活用について説明する際に配布している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

年12回程度

（3）研修内容

日本学校ソーシャルワーク学会や福岡県スクールソーシャルワーカー協会、その他関係機関が実施する研修への参加（基調講演や分科会で個別のテーマについて検討など）

（4）特に効果のあった研修内容

学会や協会が主催する研修に参加することで、先進的な事例や専門的な知識を得ることができ、ソーシャルワークのスキル向上につながっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有
- 活用方法 困難事例に対する指導、助言等

（6）課題

特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障害に起因する不登校の改善を図るための活用事例（③不登校、⑥その他）

<概要>

小学校6年男子、小学校3年男子、母、妹（就学前）の4人世帯。生活保護受給中。2児ともに不登校。特に長男は母子分離不安が強く、常に世帯員全員が行動をともにしている。

<対応>

- 区役所保健福祉課精神保健福祉相談員より情報提供を受け、SSWの介入に関して学校に相談。
- 学校からの派遣依頼を受け、関係する医療機関、放課後等デイサービス事業所から情報収集。
- 母の支援を行っている障害者相談支援事業所、居宅介護事業所も交え、関係機関でケース会議を実施。2児の主治医より、「段階的な母子分離を勧める」という助言を受ける。

- 学校を通じて、母との面談を設定。また、特別支援学級担任と打合せを行い、2児の安心できる学校生活のための環境づくりを検討。
- その後、定期的に母との面談を行うことで、登校した際の段階的な母子分離を勧める。2児は担任の配慮により、学校で過ごす時間が徐々に長くなった。
- 長男の進学にあたり、小学校、医療機関、放課後デイサービス、進学先の特別支援学校、発達障害者支援センターとケース会議を開催し、円滑な進学のための申し送りを実施。

<結果>

- 2児ともに不登校状況は改善し、長男は卒業式にも参加することができた。また、発達障害に起因するパニック等は学校では見られなくなった。さらに、長男の卒業後、二男は一人で登校ができるようになった。
- 2児に関わる時間の減った母に対して、就学前の妹についても保育所の利用を勧め、結果的に世帯員全員がそれぞれ個別の活動をできるようになった。

【事例2】ネグレクトによる不登校を改善するための活用事例（①貧困対策、③不登校、④児童虐待）

<概要>

小学校5年女子、小学校3年女子、母、弟(1歳)の4人世帯。生活保護受給中。2児ともに不登校。本児たちの養育を担っていた祖母が倒れ、母一人で本児たちの養育が出来ず、ネグレクト状態。

<対応>

- 学校からの派遣依頼を受け、子ども総合センター、区役所保健福祉課、保護課からの聞き取りを実施。家庭内の衛生面や、保護費の使い方に問題があることが判明。
- 拡大ケース会議を実施し、①虐待時の通告、②学校での本児達への対応、③母親、家庭への対応を協議し、役割分担を確認。今後も継続して情報共有を実施していくことを確認（学期に1回程度）。
- 母親が第3子（上記、弟）を妊娠したことが判明したため、母の支援を区役所保健福祉課が担当。また、保護費の使い方の指導を保護課が担当し、SSWと協働して家庭訪問や電話連絡を継続的に実施。
- 学校からは、子供たちの登校状況等を関係機関に対して定期連絡(週1回程度)を実施。また、本児たちのフォローとして、養護教諭、SC、SSWによる面談を継続的に実施。

<結果>

- 生活保護費の浪費がなくなり、経済的な安定が図られた。
- 出産を機に、定期的な精神科受診につながったことで母の病状が安定。また、家庭内の衛生面も改善し、さらに、母が本児たちに関わる時間も増加した。
- 本児たちも生活のリズムが保てるようになり、登校日数が増加、不登校状況が改善した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWの福祉的側面からの働きかけにより、不登校等の問題を解決又は好転することができた（H26 解決又は好転者数：支援対象者399人中144人）。
- ・SSWが対応したことで虐待や経済問題など家庭環境問題が解決・好転するなど、問題解決の土壌づくりが図られた（H26 家庭環境問題の解決又は好転件数：353件中113件）。
- ・SSWがコーディネーター役となり、関係機関と活発な連絡調整活動を行ったことで、学校と関係機関、関係機関相互の連絡体制が強化・促進された（H26 関係機関の訪問・電話等：3,798件）。
- ・SSWが第三者的な立場に関わることで、学校と家庭との関係が改善されるケースが見られた。
- ・ケース会議の実施や関係機関との連携により、学校の問題対応力の向上が図られた。

(2) 今後の課題

- ・支援対象者数の増加及び困難ケースへの対応等により、SSW一人当たりの負担感が増加している。こうした状況に対応するため、人員の増員など体制の拡充を進める必要がある。
- ・直接支援が必要なケースが増加しているため、より効果的な支援方法や支援体制について検討する必要がある。

福岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

・不登校や問題行動の背景には、福祉的（経済的、精神的）な配慮を必要とする環境（家庭・地域）を抱えていることが多く、児童生徒に対して早期の段階から支援が望まれているため、小学校に拠点配置をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数は、前年度より12名増員し、24名（拠点巡回型21名、派遣型3名を配置 ※平成26年度より、派遣型相談を新設）。

・資格は、全員が社会福祉士の資格を有する。

・勤務形態は、週に4日（27.5時間）勤務である。

※学校3日、教育相談課1日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

・本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげる。

・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してスクールソーシャルワーカー活用事業について説明を行い、周知している。

・リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー24名

（2）研修回数（頻度）

・連絡協議会（年間1回） ・全体研修（月1回）

・全体会議（学期に1～2回） ・部分会（毎週1回）

（3）研修内容

・相談センター概要、服務、学校組織についての研修 ※初任者SSW対象

・連絡協議会において、スクールソーシャルワーカーの効果的活用について ※配置校長・SSW対象

・課題やケースについてのアドバイス（事例検討）や面接技法、応用行動分析（講義、実技） ※SSW対象

・進捗状況の確認や事例検討、必要に応じて課題研修

（4）特に効果のあった研修内容

・事例検討（受け持っている事例での困難さを解決するための指導や助言）

・応用行動分析（日常における問題場面の解決に行動分析学を援用した理論）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有（2名）

○活用方法 スクールソーシャルワーカーからの課題や事例をもとに、スーパーバイザーによる全体会議での指導、助言や研修（講義、演習）を行う。

（6）課題

・研修講師の時間調整が困難（時間の確保）

・スクールソーシャルワーカーの専門性の向上（資質の向上）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の改善と関係機関との連携を図った活用事例（①，③，④）

<状況>小学3年生のAは無職の母（資格取得のため通学中）と二人暮らし。市外より転校生で転出校や児童相談所（以下，児相）より放任虐待（以下，ネグレクト）として学校に情報提供あり。転校後，欠席が続き，保護者とは，なかなか連絡がとれずスクールソーシャルワーカー（以下，SSW）へ相談。

<対応>①母とSSWとの面談を実施（家庭状況・経済状況を確認）し，生活保護申請に向けて検討。その後，家庭訪問で衰弱しているAを発見し，児相による職権保護。母の義務教育の認識の乏しさ，経済的困窮に加え保護者の生活・養育能力の乏しさからくるネグレクトが判明。②今後の支援についてケース会議を開催。③Aを毎日学校へ行かせること，お金が困窮する前に区役所に相談に行くこと等を約束し，自宅引き取り。④学校・SSWの役割として，授業中や昼休みなどを使い，Aから自宅での様子などを随時把握。定期的な家庭訪問を行い保護者との関係を構築。⑤支援経過把握のため，定期的に校内ケース会議を開催。

<成果>Aは家庭での関わり等の乏しさから発語が非常に少なく，思いを聞き取ることが難しいため，SSWはAとの関わりを通して，家庭の様子を聞きながら生活面を把握。Aは支援当初，表情が固かったが，徐々に心を開き，登校する日にちが増え，不登校は改善。さらに，自分からあいさつ，ひらがな・数字などを習得することができている。保護者とも少しずつ関係を築いているが衛生面や食事面などは改善の必要があり，支援を継続中。

【事例2】発達障がい理解と支援による活用事例（③，⑤，⑥）

<状況>中学3年生のBは，父，母の三人家族。Bが小学生から手先の不器用さ，指示が伝わらない等で母は育てにくさを実感。Bが中学生に入ると担任や友人とのトラブル増加，学校に対して拒否的。ネット依存で，昼夜逆転の生活になり，三学期から不登校。家では母からネットや学校のことで注意されると暴言や暴力を振るい，ほぼ引きこもりの状態。母がスクールカウンセラーとの面談を受けており，家庭内での問題が大きくなっていることからSSWへ相談。

<対応>①SSWが家庭訪問を行い，Bとの関係づくりおよびニーズの把握。②Bや母親，担任等それぞれの思いを代弁し，仲介的役割を担うことでつなぎ役を行う。③Bへの適切な関わり方を望んでいる母のニーズから，障がい者支援センターを紹介し，母と同行。Bの行動特徴やこれまで母の育てにくさや接し方を振り返り，Bに合った関わり方を共に考える。④関係機関からの情報として，Bの行動特徴や関わり方において留意すべき点などを学校側とも共有。⑤Bの暴力行為について，警察機関との情報共有・連携を図る。⑥母がいつでもSOSが出せるよう24時間対応の関係機関を紹介。⑦Bの高校進学を旨を学校側に伝え，進学に向けて話し合う。進学に関する情報をBや母に伝え，進学に向けて話し合う。

<成果>家庭訪問を何度か実施する中で，Bのニーズや悩みだけでなく，得意なことや趣味など，自ら話をするようになった。また，周囲のBへの関わり方を見直すことで家庭での暴言・暴力が減り，関係機関と連携を図ることにより安全面の確保や母の心身の負担の軽減に繋がった。高校進学を希望しているBの思いを尊重し，進学に向けた動きについて学校と協働してBに働きかけることで進学への意識も高まり，何とか登校することができた。結果，希望していた高校に合格することができ，進学に向けて前向きな気持ちが持てるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校と関係が切れている家庭への介入により支援を可能としたり，関係機関と保護者の間に入り連携を行うことで円滑な支援を可能とさせたりと，子どもや家庭を取り巻く環境を改善させ，不登校児童生徒を減少させた。
- ・各学校で校内相談体制作りができ，相談が明確化され，スクールソーシャルワーカーの活用や研修会を行うことで，教員の福祉に対する認識を向上させた。また，保育園，幼稚園，小・中学校の連携が深まることによって，不登校の予防的な取組が行えるようになった。

※平成26年度 相談件数1,302件 介入件数444件 解決件数175件

（2）今後の課題

- ・未配置校からの相談も増えているが，相談内容が多様であり，ソーシャルワークが難しい。
- ・福祉以外にも医療や法律などの知識が必要であるが，現在の勤務体制では，十分な研修の機会を保障することが難しい。

熊本市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子供に関わる課題や環境の改善を行う。

（2）配置計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局総合支援課教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

精神保健福祉士2人、社会福祉士4人、いずれもソーシャルワークの経験が3年以上ある者を配置した。勤務形態は、原則的に、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日、1日5時間、週25時間勤務で、平成26年度の年間勤務時間は、1人1,100時間で、合計6,600時間活動した。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を作成し、事業の目的や活動内容、派遣までの流れ等を示している。また、年度当初に市内全小中学校に「熊本市スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」を通知し、事業について周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー6人、教育委員会担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

①事例検討会（毎週） ②グループスーパービジョン（月1回） ③各スクールソーシャルワーカーの個別スーパービジョン ④ライブスーパービジョン（随時） ⑤外部SVによるスクールソーシャルワーカー研修会（年間3回）

（3）研修内容

【①～④】 ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等

【⑤】 大学教授による各スクールソーシャルワーカー担当ケースや本市スクールソーシャルワーカー事業に対する助言等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・身近にスーパーバイザーがいることでスクールソーシャルワーカーが困ったときにすぐに相談でき、支援が充実した。また、困難事例への対応もスムーズにできた。
- ・スーパーバイザーが、ケースと熊本市の学校、子供の状況を全体的に把握できるため、より効果的な支援が展開できるようになった。
- ・大学教授によるスーパーバイズを研修に取り入れたことで、スクールソーシャルワーカーの資質向上さらには本事業の運営面での充実を図ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 SVが支援方針助言や困難ケースの支援等を行うことで、効率的・効果的な運用を図る。

（6）課題

派遣依頼数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーの対応ケースが多様化している。問題や課題が複雑なケースが多く、解決までかなりの時間を要する。研修内容を充実し専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】ネグレクト状態から不登校傾向となっていた中学生の支援のための活用事例（①③④⑥）

当該生徒は小学校時代から不登校傾向で、時折登校してもほとんど朝から教室に入らず、保健室で養護教諭と話をしている状況であった。このため学力も低く、友人関係も希薄であった。家庭環境としては、ひとり親家庭で心身ともに体調がすぐれない母親と本人の2人暮らし。また、近隣とのトラブルが以前から続いていた。

中学生になり状況がさらに悪化したため、担任が熱心に家庭訪問や電話連絡を繰り返したが状況が改善することはなかった。学習や学校生活全般に遅れていることに加え、思春期と重なり自分自身のことを気にするようになったこともあり、ますます学校から足が遠のいた。学校としては管理職も交えて保護者と教育相談を重ねたが、母親はその場で「わかります。」と言うばかりで具体的な行動にうつすことができなかった。そのような状況の中で学校からS S Wへ支援依頼があった。

S S Wは家庭訪問を繰り返し、何とかしなくてはいけないと思っていてもできない母親の想いや状態を受け止めながら、徐々に母親との関係を構築し、同時に福祉的支援を担う行政機関との連携を図り、家庭への支援導入のつなぎ役として動いた。また、生徒自身が「学校に行きたい。」と思えるよう、学校に居場所を作るため、学校とともに本人に対するスモールステップの目標を設定しつつ、校内で学生ボランティアと過ごす“楽しい時間”“受け止められる時間”を準備した。

これらの過程を通して、生徒も母親も医療機関へつながることができた。本人の高校進学に向けた意欲も徐々に出てきて、登校状況は少しずつ改善しつつある。S S Wは今後も関係機関と連携・調整を進め、精神的な課題を抱えながら子育てしている母親に寄り添い、サポートする役割を担い続けていく。

【事例2】家庭内の不安定さによって登校をしづる小学生への支援のための活用事例（①③⑥）

当該児童は小学校中学年までは学校に協力的な祖父母と共働きの両親と共に生活し、努力家で「特に問題ない児童」と認識されていた。高学年になり、突然学校に足が向きにくくなり、遅刻が増え保健室に顔を見せるようになった。養護教諭を中心に話を聞くと、家庭内の不和や経済問題、保護者の疾患の課題等が判明し、これまで本人が家庭内の大きな秘密を抱えたまま両親のつなぎ役としてふるまってきたこと、愛情が欲しい一心で頑張ってきたこと、しかし思春期になって息切れ状態になっていることが分かってきた。

どのように対応していいか迷った学校から支援の依頼を受けたS S Wは、今後支援者として想定される機関を集め、早急にケース会議を開催し、情報の共有と役割分担を行った。この中で、学校は本人がこれまでのように頑張れる環境づくりを行うこと、関係機関は経済問題とネグレクトも含めた家庭環境の支援を担うこと、S S Wはそれらが機能するようにコーディネーター的役割を担うことが確認された。

その後、養護教諭とS S Wの連携で医療機関につながり、診察を通して心理的サポートが必要であることも判明。見えてきた本人の課題を関係者で共有する場を設けるなど、S S Wは今後の支援を円滑にするため、医療機関と学校との調整役も担った。

現在、家庭環境はまだ課題が見られるものの、登校状況は以前のように安定しつつある。S S Wは不安定な環境の中で努力する児童と、児童を支える学校及び関係機関を支援するため、コーディネーター役となっている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成26年度は、スクールソーシャルワーカーを1人増員し6人体制とした。市内の5つの区を1人のスクールソーシャルワーカーが担当し、1人はスーパーバイザーとして指導助言及びマネジメント等を行い全ケースに関わった。

【平成25年度】

- ・依頼人数：小学校236人、中学校150人、合計386人
- ・支援内容：家庭環境の問題333件、発達障害に関する問題247件、不登校196件（重複有）他
- ・終結人数：97人（終結率25.1%）

【平成26年度】

- ・依頼人数：小学校285人、中学校208人、合計493人
- ・支援内容：家庭環境の問題411件、発達障害に関する問題317件、不登校262件（重複有）他
- ・終結人数：129人（終結率26.2%）

（2）今後の課題

- ・小中学校からの派遣依頼数が年々増加しているため、今後さらに効率的・効果的な対応をしていく必要がある。
- ・多様化、複雑化する相談内容に対応するために、S S Wの資質・技能の向上を図る。
- ・学校や保護者に向け、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに深める必要がある。

旭川市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童生徒に見られる問題と思われる状況等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭や地域等における環境が複雑化していることが要因の一つとして考えられることから、そうした環境へのアプローチの方法を探り選択肢を増やしていくためのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加え社会福祉等の視点を取り入れながら状況の改善を図っていくことを目的としている。

（2）配置計画上の工夫

- ・教育委員会所管の不登校・いじめ相談室に配置し、相談員との連携、情報の共有や不登校状況の把握等を行っている。
- ・学校数が多いことから市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、適時的な支援等を行うこととしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・精神保健福祉士，教員免許状の有資格者を1名配置している。
- ・旭川市非常勤嘱託職員，1週29時間勤務（月・火・木・金曜日の9：00～17：00）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・策定していない。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・旭川市独自での研修は行っておらず，道教委主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村SSWを対象とした研修会等に参加している。

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

道教委主催SSW連絡協議会，地域別研修会，SSWフォーラム

（4）特に効果のあった研修内容

- ・子供のために働くスクールソーシャルワーカーの役割と魅力
- ・子供の貧困対策におけるスクールソーシャルワーカーの役割

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

なし

（6）課題

特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③⑥）

小学校4年女子。1年時に祖母介護のため転居，母親が介護にかかりきりとなり不登校状態となる。無理矢理登校させ下校まで母親が付き添い，じきに単独登校が再開できたが，3年時に母親同士の諍いから母親が孤立し，本児も仲間はずれにされ不登校が再発した。

本児：母親から離れず，母親の感情に敏感に反応し母親の感情を見透かす。一方で「友達もなく不登校になったのは母親のせい」と母親を責める。担任が訪問しても自室から出てこない。自傷行為有り。

母親：不登校経験有り。家族の愛情を感じたことがなく子供の接し方がわからない。イライラが続き，余計な一言で子供の爆発を引き起こし落ち込む。子供と離れたいと言う。

父親：本児 1 年時の転居時に独立して運送会社を経営。帰宅は深夜。育児は母親の役目と関心が無く、帰宅時に本児が暴れていても意に介さない。

S S Wは家族関係のゆがみが本児の不登校の原因の一つと捉え、家族と一緒に考えていく機会を設け、保護者の了解のもと、学校と連携し情報を共有して役割分担を行った。

- ・本児は、不登校相談室の女性相談員と S C が母親も交えて一緒に遊んだり料理をしたりすることで、母親への感情の統一を促し、母親には本児との接し方のモデリングをした。
- ・教員は関心の薄い父親と一緒に考えていく輪の中に引き込むことに成功し、以後、良好な関係を築いている。
- ・S S Wは母親の感情表現を支えストレスの軽減を図ったが、次第に「うつ」的な不眠や倦怠感、家族への拒否感が語られるようになったため、総合病院の心療内科のスタッフと連携して母親の受診に繋げた。
- ・受診を継続していくことで、母親自らが本児を受診させた。

現在はお互いの気持ちを思いやり、本児の気持ちに添う対応ができてきており、担任と S C の家庭訪問時に本児と面談することも継続されている。本児は学校の話が出て一緒に話しができ、登校にも意欲を見せている。

【事例 2】不登校のための活用事例（③⑥）

小学校 6 年女子。不登校の理由ははっきりしない。母親に聞いてもわからない。

本児：平均以上の能力があり、友人関係も問題なし。身体を動かすことと人前に出るとは苦手であり、頼まれるといやと言えない。

母親：何を話しても他人事のような応答で、不登校で困っているのだが、困り感が伝わってこない。

兄：中学 3 年。小学 6 年の 1 2 月より不登校だが理由は不明。中学校との連携はなく、ADHD と診断されている。

S S Wは家庭での状況確認と、母親の人となりを確認することを目的として訪問した。

- ・母親の話からは二人の子がそれぞれの部屋に引きこもっている深刻さが伝わってこない。「どうしたら良いかわからない。父親は私の言うことを全く聞いてくれないし、勝手なことばかりする。」と話すが深刻さが無く、本児の話がいつの間にか兄の話となり、父親への不満に変わっていく。

○児童相談所からの情報：母親は 2 年前に脳腫瘍の手術をし、精神疾患様の後遺症がでるかもしれないと言われている。手術前から様子が変わっていて、言動にまとまりがなく悪い方へ悪い方へと解釈し、大事なことを伝えてもスルーされる。発作止めの投薬を受けていたが中断し、受診は拒否している。

- ・児童相談所の精神科医相談にて母親と本児を診てもらい、その医師の外来受診をすすめることを医師とも相談。
- ・心療内科受診に繋がり、本児は「うつ」と診断される。引きこもりの状況は変わらないが、母親からの電話相談も減ってきた。
- ・兄の中学卒業と本児の中学進学を控え、中学校との連携を図り情報の共有を行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・問題を抱える児童生徒を支える保護者と担任（学校）の両輪が、問題の状況や支援のポイントとなるであろう事柄等についての情報の共有化を図ることができた。
- ・担任（学校）に対し、S S Wが教員の視点とは異なる意見を述べる等、状況に応じた働きかけ方を検討し、共同しながらの取り組みを図ることができた。

（2）今後の課題

- ・学校や関係機関等に対し、S S Wを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。
- ・関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

前橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○学校だけでは解決が困難な事案等が発生し、学校からの相談や要請を受けた場合、青少年支援センター指導主事とともに学校に訪問し、人間関係性の見取りやカウンセリングから、事案の解決に必要な情報を収集する。

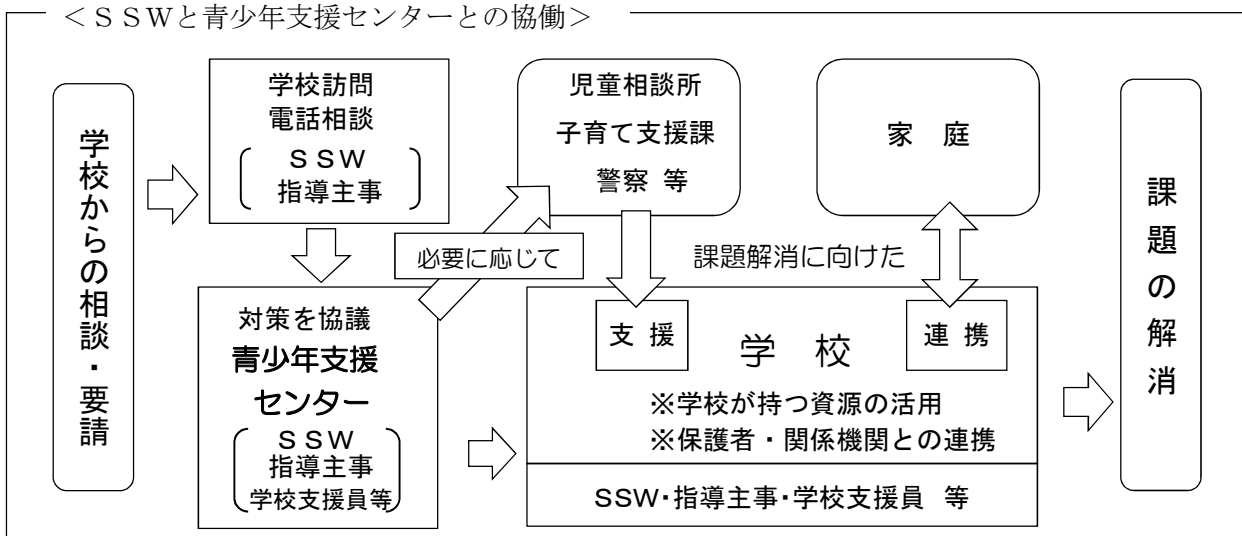
＜業務内容＞

- ①問題行動等にかかわる児童生徒の関係性の見取り
- ②関係した子供たちや保護者の心のケア
- ③校内でのケース会議等への参加
- ④いじめ相談ダイヤルでの相談対応
- ⑤校内研修・PTA研修会等への参加

（2）配置計画上の工夫

○青少年支援センター内に配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。

＜SSWと青少年支援センターとの協働＞

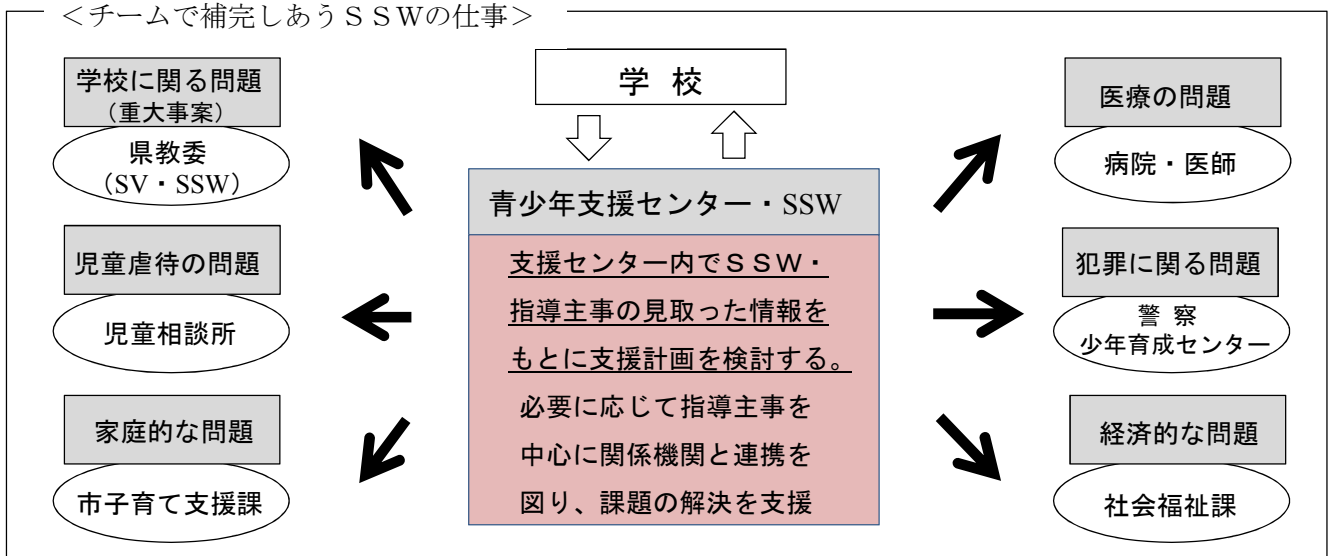


（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：1名 ②資格：臨床心理士 ③勤務形態：5日／週、6時間／日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



＜各学校への周知方法＞

○校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校への周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

○本市SSWは1名配置のため、定期的な研修は開催していない。また、SVも設置されていないため、県に配置されているSVと連携して諸問題の解決にあたる際には、事例研究を元に教職員のコンサルテーションについて理解を深めた。

- 課題
- ・SSWは定期的にスーパーバイズを受けて自己研鑽を重ねているが、すべて実費となっている。
 - ・臨床経験が豊富なSVが少ないため、研修を開催することが困難である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】感情のコントロールができない子供への支援（⑥）

学校から、発達障害及び愛情不足による情緒不安から、落ち着きがなく指導が困難な児童について相談を受けた。指導主事とSSWが学校訪問を行い、児童の行動観察から特性についての見取りを行った。また、SSWが母親と面談を行い、母親の悩みを共感的に受け止めた。この面談を通して、児童はこだわりが強く自分の思い通りにならないときに感情が制御できなくなることから、自尊感情を高める指導が必要であること、また母親には、人間関係の構築体験の必要性が伺えた。これらの情報を、支援センター職員と共有し協議を行い、児童への支援として次の方針を学校に提案した。①全職員で情報共有し、自己有用感が高まる声かけを行う。②クールダウンを図る環境を整備する。③情緒教室と連携し、生活習慣の見直しを図る。また母親への支援として次の方針を提案した。①SSWが定期的に面談を行い、学校職員と絆を深める働きかけを行うとともに、SCとの面談につなげていく。②児童相談所や子育て支援課での子育てプログラムを実施する。③当該児童に医療面からのアプローチを勧める。これらの方針を元に学校、関係機関とのケース会議を開催し支援を進めていったことで、保護者の養育に対する安心感や学校への信頼感が増し、児童への効果的な作用につながった。

【事例2】危機介入と緊急支援（⑥）

校外行事で生じた事故を受け、対象児童にカウンセリングを行った。SSW、SV、SCが情報を共有し、カウンセリングの様子を担当にも伝えることで、今後の学級経営に役立つ助言となった。また、担当の見取りを元に面談の優先順序を決めたことで、学校への信頼度が増加した。事故を社会教育の領域という認識ではなく、学校、教育委員会が当事者意識を持って、適切で早期に対応できたことで建設的な問題解決に結びついた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校訪問 17校 適応指導教室1教室 合計159回

- ①SSWを学校に派遣し、生活に課題のある児童の見取りを行い、教職員と情報を共有し指導に生かした。
- ②子育てに不安を感じている保護者に対して、SSWが定期的にカウンセリングを実施したところ、保護者が自分の子育てを振り返り、子供と向き合えるようになった。
- ③大きな事故が発生した際に、子供たちとの面談を通して心のケアを行った。
- ④学校からの要請を受け、思春期の子供の心理や子育てのあり方について、保護者対象の研修会を行った。

（2）今後の課題

- ①SSWが一人体制であるため、複数の事案に同時に対応することが困難である。
- ②学校の組織力を高めるために、SSWによる支援を学校内で共有し職員間の連携に広げていこうとする意識付けを図る必要がある。
- ③SSWと児童生徒及び保護者の関係性を引き継ぎ、効果的な支援を継続するために、学校内のコーディネーター的役割を持つ職員への研修・説明が必要である。

高崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子供の問題行動の原因や背景を広い視野からとらえ、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。

このような支援において、スクールソーシャルワーカーは福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーによる支援対象地域を3地域に分け、巡回型・派遣型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、特に支援が必要な学校は、準拠点校として継続的な支援活動を実施する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー3名
- ・スクールソーシャルワーカーが有する資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、心理に関する資格【重複あり】
- ・週4日（月～木曜日）、1日7.5時間勤務、週30時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカー活用マニュアルを作成し、小・中・特別支援学校及び関係機関へ配布する。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議や主任児童委員研修会等で説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年複数回、研修会等へ参加。
- ・教育委員会に3人が勤務する日に、担当指導主事を含めた事例検討会や情報交換をする。

（3）研修内容

- ・児童福祉の観点から、発達障がい、虐待、貧困の児童・家庭への対応について考える。
- ・事例コンサルテーション

（4）特に効果のあった研修内容

各スクールソーシャルワーカーが抱えている事例に対して、具体的な対応策についての研修を実施し、効果的な支援に努めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- スーパーバイザーの設置
- ・現在、スーパーバイザーの設置はない。

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの増員
- ・研修の充実及びスーパーバイザーの設置

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 ①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携） ③不登校

- ・ 中学2年生 母子家庭。中学2年生の5月に引っ越し、母親が毎日学校まで送迎するという約束のもと、区域外通学が認められる。しかし、引っ越しを機に無断欠席が増え、不登校が常態化した。担任は家庭訪問をするが、本人と会うことができず、母親に電話をしても繋がらないといった状況であった。スクールソーシャルワーカー（以下SSW）は、教育相談主任からの相談で介入した。
- ・ 担任、教育相談主任、スクールカウンセラーから情報収集を行い、家庭訪問を行った。母親は県外に住むパートナーとの子供を妊娠中で、体調がよくないということが分かった。体調不良で送迎ができない状態であること、また本人の生活は昼夜逆転しており、昼間に寝て、夜出掛けていることがあること、母親の妊娠にショックを受けていることが分かった。
- ・ SSWは、地域の主任児童委員、民生委員に家庭の見守りと家庭訪問を依頼し、市のこども家庭課に家庭の状況を報告し、こども家庭課と連携のもと、母親とパートナーの動向を踏まえ、適宜情報交換を行った。
- ・ 夏季休業中は、担任と教頭、教育相談主任とこまめに情報交換をしながら家庭訪問等を継続して行った。
- ・ 2学期開始早々、SSWは母親、本人と面談を行い、母親の状況と家庭環境について聞き取った。面談後、SSWは、利用可能な福祉サービスの情報提供をし、母子支援のためにこども家庭課につなげた。その結果、徐々に家庭環境が改善されたこともあり、2学期は体調不良での欠席以外は毎日登校できるようになった。

【事例2】 ①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携） ⑥その他（発達障害、心身の健康等）

- ・ 小学4年生 母子家庭。本児は、小学1年生の時から集団での適応困難・ADHDである。母親が精神疾患をかかえており、感情の浮き沈みが激しく、本児への影響が大きかった。学校では、友だちに対して敵意をむき出しにするタイプで、トラブルは日常的に発生した。母親が児童相談所に一時保護を求めたことから、SSWに相談があり介入。
- ・ 母は精神障害1級手帳保持者である。まずは母親支援から始め、児童相談所・障害福祉課・社会福祉課とも連携しながら家庭訪問を繰り返した。母親は夏季休業中に内夫と正式に婚姻し、生活保護が解除となった。環境の変化と一時保護解除が重なったところに本児が学校に復帰した。母親の精神状態も考え、本児を放課後デイサービスにつなげた。また、学校では支援員を付けて本児に対応した。12月頃から母親の様態はますます悪化、障害福祉課と連携しヘルパーの派遣も進め、通院等介助、家事支援等のサービスを入れた。しかし母親の様態は変わらず、何度も警察を呼ぶ騒ぎがあった。SSWは警察、クリニック、児童相談所等と連絡を密にしながら家庭訪問を繰り返した。
- ・ 両親と連絡が取れるようになり、3学期には母親は落ち着きを取り戻した。同時に、本児も学校で落ち着き始めた。現在は家庭も穏やかになり、今後に向けての不安等を、管理職、担任、特別支援教育コーディネーター、SSWを交え話し合いが持てるまでに回復した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 支援対象人数は、小学生113人、中学生67人
- ・ 訪問回数は、学校訪問180回、家庭訪問217回、関係機関訪問146回
- ・ スクールソーシャルワーカーが支援した事案のうち、「問題が解決」または「問題が好転した」件数の割合は、支援全体の43.9%である。
- ・ 教職員とのケース会議だけでなく、関係機関と連携した活動を行うことで、家庭に係る問題など児童生徒を取り巻く生活環境の改善に、スクールソーシャルワーカーの支援は効果的なものとなっている。

（2）今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの人材確保
- ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修体制の充実とスーパーバイザーの設置
- ・ 学校からの要請に対する支援体制の見直し

横須賀市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るため。

（2）配置計画上の工夫

拠点校方式（3つの小学校を拠点。要請により、それ以外の小中学校のケースにも対応する。）

（3）配置人数・資格・勤務形態

* 2名

社会福祉士・精神保健福祉士　その他社会福祉や教育等に関して専門的な知識や経験を有する。

* 非常勤職員として、1名は年間35回、もう1名は年間70回、1日7時間45分勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

◆実施要綱

- ①趣旨　②スクールソーシャルワーカーの派遣　③スクールソーシャルワーカーの職務
- ④経費負担　⑤連絡協議会　⑥その他

◆活用の手引き

- ①スクールソーシャルワーカーとは
- ②スクールソーシャルワーカーが活用される場面の例
- ③スクールソーシャルワーカーにできること（支援教育コーディネーターと連携して）
- ④教育委員会の役割
- ⑤スクールソーシャルワーカーが対応する前に学校で準備しておくこと
- ⑥スクールソーシャルワーカーの対応例

* 学校あて文書、各種研修会・連絡会等を通して周知。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

* 神奈川県スクールソーシャルワーカーを兼務しているため、本市では実施していない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】暴力行為/発達障害への活用事例（⑤・⑥）

小学生男子。他児への暴力、授業離脱等が毎日起こるようになり、支援員を配置するも改善されなかったため、SSWに相談。SSWと実母が面接を重ねていく中で、療育相談センターを紹介し医師の診察と心理検査を実施。その後、療育相談センターと学校と連携し、授業への対応を工夫する等を行い、SSWも実母との面接を継続していく中で、支援級利用の方向で話しを進めることになった。支援級在籍となってからは、時々トラブルはあるものの暴力等はほぼ見られなくなり、授業にも参加できるようになった。交流級でも、授業中積極的に発言する姿が見られている。

【事例2】 貧困・不登校・虐待への活用事例（①・③・④）

中学生女子。不登校で、SSWがコンサルテーションとして関わる。担任による家族状況の聞き取りから、夫婦間の不仲や不適切な養育（不潔）、貧困状態等が判明。SSWが要保護児童対策地域協議会開催を提案、教育委員会とともに調整した。その後、学校から生活保護受給を勧めたところ、申請→受給に至った。不登校は中学入学後も継続し、一時は現認ができないこともあった。このためSSWから、生活保護の「こども支援員」に情報提供し、関わってもらうことを要請。保護のワーカーとこども支援員と一緒に家庭訪問をする等で関係が構築され、保護担当課の事業である「学習支援」に通うようになった他、生活保護支給日には教育委員会に立ち寄り、指導主事が生徒本人と面接をすることで、現認等を行っている。

【4】 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 教職員との情報交換や本人および保護者との面接の様子から、必要に応じて児童相談所、子ども青少年支援課、生活福祉課、障害福祉課、医療機関等に連絡を取るとともに、サポートチーム会議を開催するなどした。その結果、学校だけでは気づけなかった、あるいは、踏み込むことを躊躇していた家庭の状況が少しずつ明らかになり、また保護者に福祉的サービスの情報を提供したりすることで、児童生徒を取り巻く環境が整えられ、問題解決の糸口が見えてきた事例もあった。
- 拠点校以外からも派遣の要請があり、ケース会に参加して、支援策の道筋をアドバイスすることで、停滞していた教員の動きが前進するようになった。
- SSWが家庭訪問や関係機関との連絡をとるという実働をすることで、成果があがっていることはもちろんであるが、教職員が関係機関とのつながり方や家庭との効果的なやりとりのしかたについて学び、チームで動いていくきっかけづくりとなった。

【相談実績（回）】

	支援児童生徒数	訪問件数	ケース会議開催数	機関連携件数
H23	56	233	63	119
H24	67	207	55	116
H25	119	231	65	118
H26	104	164	67	166

*訪問先 …学校、家庭、市教委、関係機関等

*機関連携…児童家庭福祉関係 保健医療関係 警察関係等

（2）今後の課題

- 不登校生徒の状況改善には、多くの時間を要する。
- 中学校段階での不登校出現率が高くなるが、その要因は小学校段階から潜在的にある。SSWという専門職が、早期からの発見・理解・支援の開始にかかわることが必要であるが、対応ケースには限界がある。

富山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を強化する。

（2）配置計画上の工夫

単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学10校、中学校3校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜に派遣する）は、小学校2校、中学校5校。派遣型は、市教委で210時間確保し、必要に応じて派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数（資格）：スクールソーシャルワーカー7名（延べ人数：社会福祉士5名、精神保健福祉士2名、小学校教諭1種1名、特別支援学校教諭1名、小・中・高等学校1種〈家庭〉1名）
- 勤務形態（1校当たり）：70時間（週2時間×35週）＝15校、140時間（週4時間×35週）＝5校、市教委210時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 家庭、学校、関係機関の間をスクールソーシャルワーカーのネットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動する。
- 連絡協議会を定期的に行い、活動のふり返りとスクールソーシャルワーカー間の情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、月に1度の研修会を開き、スーパーバイザーの助言の下にスクールソーシャルワーカーとしての資質の向上を図る。
- 校園長会等で支援体制の説明をするとともに、機会あるごとに各小中学校に活動を紹介する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 市スクールソーシャルワーカー7名
- スクールソーシャルワーカー配置小中学校の担当者 20名

（2）研修回数（頻度）

- 月例研修会を月に1回（市スクールソーシャルワーカー7名、スーパーバイザー1名）
- 連絡協議会を年に2回（市スクールソーシャルワーカー7名、小中学校担当者20名）

（3）研修内容

- 月に1回程度、富山市スクールソーシャルワーカー研修会を開き、児童生徒、保護者と面談した際の事例を報告し合い、ケース討論や講師等を招いた研修を行い、スクールソーシャルワーカーとしての資質の向上を図った。また、年2回の連絡協議会では、活動計画の確認と、来年度の活動案の検討を行い、現場に即した相談活動を目指し、具体的な改善点をあげ、計画の見直しを行った。

（4）特に効果のあった研修内容

- 年度当初の連絡協議会では、スーパーバイザーからスクールソーシャルワーカーの活動や活用方法、これまでの効果的な事例や今後の課題等を関係小中学校の担当者に周知した。各学校の情報交換も含めて、担当者からは、的確なアドバイスと今後のスクールソーシャルワーカーの在り方について示唆に富む講話を受け、その後の活動の支えとなったという声が聞かれた。

（5）課題

- ネットワークが軽いスクールソーシャルワーカーと担任等との対応の違いが課題であり、スクールカウンセラーを含めた役割の確認や共通理解を図るための研修を位置づけたい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) 不登校問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例 (③)

事例1 家庭のかかわりが不安定な中学2年生女子

- ・ 中学1年生の2学期から欠席が増える。
- ・ 家族構成は、義父・母と本人の3人家族である。義父は中国人で、永住権を得るために、日本と中国を行き来している。母は弁当屋で働き、その収入が経済面を支えている。朝早く、夜は遅い。
- ・ 2年生からSSWを含めた支援が始まった。SSWは週1回の家庭訪問を基本とし、談笑したり、運動したりした。本人もSSWの訪問を楽しみにするようになった。なかなか連絡が取れない母親に対しても、粘り強くアプローチをかけ、手紙等で相談に乗ったり、支援をお願いしたりした。母親は、不登校になってしまった遺憾の思いや経済状態の厳しさをSSWに語るようになった。
- ・ 学校への抵抗が強いため、適応指導教室の見学、さらに仮通級を進めた。加えて経済的に厳しい状況を鑑みて、福祉的なサポートを検討した。
- ・ SSW、担任、カウンセリング指導員等が、役割分担をし、本人や母親、義父、祖母にかかわることで、それぞれの学校に対する警戒心がなくなってきた。進路について考えるようになった。
- ・ 経済的貧困は依然として続き、上級学校への進学を妨げている。福祉的サポートが急務である。

(2) 劣悪な家庭環境から起こる問題を解決するためのスクールソーシャルワーカーの活動事例 (①)

事例2 犯罪に巻き込まれた家族をもつ小学校5年生男児

- ・ 父母は離婚し、現在父と本人の2人暮らし。兄姉が犯罪にかかわり収監中であるとともに、父が交通事故の加害者となるなど、経済的な貧困だけでなく、本人の力では改善できないような家庭環境の悪化が続き、本児も遅刻、家出、万引きを繰り返すなど、生活が不安定であった。
- ・ ケース会議を重ね、児童扶養手当やひとり親医療費助成等の手続きが完了した。
- ・ SSWを介して父親を支えることで、本児の欠席や遅刻は減った。
- ・ 父は種々の問題について、何をすればよいか分からない状態だったが、SSWが支援に入り、就学支援の公的支援給付や転居手続き等を計画的に行うとともに、本児のことだけでなく、生活上の問題や悩みを学校に打ち明け、自ら進んで生活に道筋を立てていくようになった。それにともなって、本児の学校生活が安定し、教員との信頼関係が生まれ、学習に励むようになった。
- ・ 兄が近く出所し、同居する予定である。家庭環境の変化が予想されるため、警察や児童相談所との連携を強化する必要がある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 不登校児童生徒、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭に第三者的な存在であるSSWがかかわることで、学校・関係機関との接続が円滑になるとともに、生活改善の道筋が明確になり、児童生徒の学校生活や家庭生活の安定、生活規律の向上につながった。
- ・ SSWの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐSSWの役割を見直す教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員自身が関心をもち始めている。

(2) 今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの活動が効果を上げる中で、人材確保等のための報償金改善が急務である。そのためにも、どのようにスクールソーシャルワーカーの活動を評価するかが、重要な課題となっている。
- ・ 学校現場の現状を理解した上で、問題を抱える家庭に対する接し方を学ぶために、スクールソーシャルワーカーと教員との合同研修会を計画的に実施したい。

金沢市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ、問題を抱える児童生徒やその家庭に関わるとともに、必要に応じて他の家庭や学校、児童相談所や警察・家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たす。

（2）配置計画上の工夫

本市には、福祉と教育の連携を図るための施設（金沢市教育プラザ、児童相談所も併設）があり、そこを拠点として各学校や関係機関等に出向くよう職員を配置している。また、課題が多くあるケース等については、複数のスクールソーシャルワーカーで訪問・面談に臨むなど、連携を取りながら個々のケースに対応するようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：2人

資格：特定の資格を要しないが、教育相談の経験を有する者

勤務形態：1人あたり 週20時間×48週

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本市条例「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」の具体的な行動計画として策定された「子どもを育む行動計画2013」に以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、市民に周知している。

4. 学校の行動指針 （1）小中学校の行動指針 ②豊かな心と社会性の育成

◇教育相談体制を充実し関係機関との連携を強化する。

5. 行政の行動計画 （7）学校教育等の充実 ④心の教育の充実

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童への学校復帰支援機能の強化を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

児童相談所職員や中学校生徒指導担当者を対象とした研修をスクールソーシャルワーカーも受講している。

（2）研修回数（頻度）

年間12回程度

（3）研修内容

- ・いじめ、不登校等、子供の問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

（4）特に効果のあった研修内容

中学校生徒指導担当者の研修を一緒に受講することにより、要支援生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

（6）課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、スクールソーシャルワーカーに特化した研修は実施していない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（③不登校）

- 状況 母子で、DVシェルターに居住している。母親は児童相談所に対して嫌悪感を抱いており、かかわろうとしない。母親は、本人に対して登校を強く促さないため、本人は新年度当初から全く登校しなくなった。
- 方針 学校からの要請で、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、本人及び保護者との接触を図り、教育相談担当教諭と連絡を取り合いながら、登校を促す。
- 概要 7月から、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問し、本人と交流活動を始めた。家庭訪問の時間等を母親と打ち合わせた上で、夏季休業中も定期的に訪問し、交流活動を継続したところ、2学期開始から1週間ほど部分登校することができた。
- その後は、再び登校しなくなったが、スクールソーシャルワーカーと教育相談担当教諭が連携して家庭訪問を繰り返し、本人や保護者と人間関係を構築するなかで、本人の登校意欲を刺激したところ、1月以降断続的に部分登校をすることができた。

【事例2】不登校生徒の進学に向けた活用事例（③不登校、⑥発達障害に関する問題）

- 状況 広汎性発達障害で、低学力の生徒である。母親は本人を溺愛しているが、暴言・暴力を受け、恐怖を感じることもあった。本人、母親ともに高校進学に向けて不安を感じているものの、どうすれば良いか分からない状況だった。以前より、母親は児童相談所に相談をかけていたが、通所の日になるとキャンセルする状況が続いていた。
- 方針 学校からの要請により、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、学級担任と連携しながら、本人、母親と接触を図り、卒業・進学に向けて、学習面を中心に支援していく。
- 概要 学習支援を名目に、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を開始した。本人・母親ともに感情的になることが多く、スクールソーシャルワーカーの訪問を断ることも度々あったが、学校と連携して粘り強く家庭訪問を継続し、漢字や計算の指導を中心に学習支援を行った。家庭内での暴力がひどいときには、母親からの連絡を受け、警察等の関係機関とも連携しながら対応した。年が明けると、家族で志望校の体験入学に行くなど、進学に向けて前向きに取り組みはじめた。卒業式には参加することはできなかったが、スクールソーシャルワーカーの励ましで学校に出向き、校長から卒業証書を受け取ることができた。その後も進学に向けて家庭訪問を行い、面接練習や作文練習等についても助言し、志望校合格へとつなげることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校と児童生徒が全く関わりを持たない状態であったものが、スクールソーシャルワーカーが関わりを持つことで学校やその他の人と関わりを持たせた等、成果があったと思われる件数は、平成26年度で30件中14件あった。（参考 H25年度 34件中15件）

（2）今後の課題

児童生徒が抱える問題は多様化、深刻化しており、各学校が組織的に対応できるように学校や関係機関と連携を図っているところであるが、連携する機関が増えるほど、スクールソーシャルワーカーの実働時間等、負担が増加してきている。また、勤務日数の制約上、状況改善に要する時間の確保が困難なケースがある。

長野市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒や課題を抱える児童生徒について、家庭や学校等を訪問して本人やその保護者に対して教育相談を実施し、必要に応じた関係機関との連携により支援などを行う。

（2）配置計画上の工夫

教育センターにSSWを配置し、教育センター所属の学校訪問相談指導員や登校支援サポーターと連携して課題解決にあたる。

相談内容により、長野県配置のSSWと連携して支援体制ができるようにする。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 1人
- ・資格 社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士
- ・勤務形態 年130日、1回3時間程度（年間420時間以内）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」については策定していない。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・相談ケースの事例検討
- ・相談関係機関等業務内容視察

（2）研修回数（頻度）

- ・長野市教育センター指導員会議（月2回程度）
- ・長野市教育相談関係者合同研修会（年4回）
- ・指導員研修会[学校訪問相談指導員・中間教室適応指導員参加]（年2回）

（3）研修内容

- ・長野市教育センターで、取り扱っている相談ケースの事例検討。
- ・不登校支援や特別支援の関係者が集まり、学校単位で取り組んでいる相談ケースの事例検討。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・定期的に学校訪問を行っている学校訪問相談指導員との「相談ケースの事例検討」は、実践的であり各学校の支援体制の状況を知る上でも有効な研修であった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 設置なし

（6）課題

- ・市のSSWは1人なので情報交換が難しい。県や近隣自治体のSSWと連携を図ることが重要である。
- ・スーパーバイザーによる定期的な研修も、SSWの資質向上のためには必要不可欠である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】登校を安定させるための活用事例（③）

○ 子ども・家庭の課題

- ・子ども：小学6年生。夜遅くまでゲームをしていて朝起きられず登校出来ない。発達障害のため特別支援学級に入級。
- ・家庭：ひとり親家庭。母親は精神疾患のため通院（休職中）。家の中の片付けが全くできない。母親も子どもと一緒に夜遅くまでゲームし、朝起きられず子どもを学校へ送り出せない。

○ 支援内容

- ・学校から不登校改善、母への支援要請があり、SSWが母親と面談。家庭訪問を行うとともに、療育コーディネーターを紹介。
- ・中学進学、家族支援を見据え、児童相談所、市福祉関係課、保健師、療育コーディネーター、障害者支援相談員、学校関係者（小学校・進学予定中学校）で支援会議を行った。

○ 成果

- ・春休み中の見守り、中学校への体験入学、居場所確認など、関係者で分担を決め、生活習慣の改善に取り組んだ結果、児童の生活が安定し中学入学後は休まず登校が出来るようになった。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（① ⑥）

○ 子ども・家庭の課題

- ・子ども：2人（中学生、小学生）共に特別支援学級入級
- ・家庭：ひとり親家庭。母親のパート収入のみで、学校への滞納金があるなど経済的に厳しい状態。精神疾患のため通院中。

○ 支援内容

- ・学校からの要請で母親と面談。SSWから市福祉関係課、障害者支援相談員、療育コーディネーターに相談。SSWが中心になり、母親を交えて市福祉関係課、障害者支援相談員、療育コーディネーター、学校関係者による支援会議を行う。
- ・就学援助及び福祉制度の活用など経済的課題の改善を図るとともに、母親の不安を軽減できるように相談窓口の紹介を行った。

○ 成果

- ・就学援助、特別児童扶養手当、障害者年金の手続きを進め、受給が決定することで、生活に見通しができ生活が安定した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成26年度は、児童25人、生徒15人が抱える不登校、いじめ、家庭環境の問題など、延べ62件の問題に関する相談に当たった。学校訪問回数は53回、家庭訪問回数は56回。また関係機関を含めた教職員とのケース会議への参加は44回であった。

今まで、学校教職員がなかなか入っていけなかった家庭内に問題を抱える児童生徒について、家庭訪問を積極的に行い、学校、児童相談所、市保健・福祉部局及び市教育センター等と連携を図り支援を行うことができた。

（2）今後の課題

SSWと学校、SC、学校訪問担当指導主事、登校支援サポーター、保健福祉機関との連携について、更に充実を図る必要がある。

問題が複雑化している事例が増加しており、学校関係機関だけでなく、福祉関係部局との連携の必要性が高まってきている中で、SSWの役割について周知していく必要がある。

岐阜市子ども・若者総合支援センター

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛け支援を行う必要がある。そこで、スクールソーシャルワーカーを岐阜市子ども・若者総合支援センター内に2名配置し、事案に応じて市内小中学校への訪問や関係機関との連携、家庭訪問、ケース検討会議の企画等を行うことで、生徒指導上の問題に対応し、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たすとともに、各学校の相談・支援体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

岐阜市では、0歳から成人前までの子供・若者に関するあらゆる問題に対応すべく平成26年度に岐阜市子ども・若者総合支援センターを立ち上げた。不登校や暴力行為、いじめ、児童虐待等への対応は、子供への支援だけでなく、家庭と学校及び関係機関が連携を図りながら進めなければならないケースが増加しており、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術が必要になる。また、特別支援学級や学校に関する相談も多いため、福祉に加え、特別支援教育分野に精通したスクールソーシャルワーカーが、複合的な事案のコーディネートを担うことで、市内すべての学校を支援できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

2人 ともに嘱託員（週5日、28時間45分勤務）

- ・精神保健福祉士、教員免許（中学校家庭科）、心理カウンセラー（ヘルスカウンセリング学会）、心理士（日本心理学会）、社会就労コーディネーター（岐阜県）、職業自立支援員（岐阜県）
- ・教員免許（小学校、中学校音楽、特別支援）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・策定していない。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー及びセンター内の各相談員

（2）研修回数（頻度）

- ・年間22回

（3）研修内容

- ・児童生徒の問題行動、保護者対応、発達障がい、就労問題等の子供・若者を取り巻く課題とその対応等について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・外部機関やNPO法人関係者等による講演会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 ・SVの設置は行っていないが、児童精神科医、小児科医、弁護士、臨床心理士等、センター内に配置されている専門アドバイザーから助言をもらっている。
- 活用方法 ・必要に応じ相談をし、助言をいただいた。

（6）課題

- ・最新の情報や他県の状況等をつかむ研修会に参加するための旅費の確保。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】子どもの養育環境を整えるための活用事例（①③⑥）

小学校で4年間、年間100日をこえる欠席が続き、また、半年以上に渡り、担任が本人に会えていないという相談が、学校から入った。

子どもが難病を抱えているため特別な支援が必要であること、父親の失業と母親の病気により経済的に困っているにもかかわらず行政サービスを活用できていないこと、また家庭への介入を嫌うため、家庭訪問を繰り返しても面会ができず、子供の安否確認や進路相談等ができないことが問題としてあげられた。これらの問題を解決するために、スクールソーシャルワーカーによる支援を開始した。

スクールソーシャルワーカーによるケース検討会議を、学校、中央子ども相談センター、医療機関、福祉担当課及びセンターの係を交えて、半年間に6回開催。それぞれの機関がどのように家庭を支えるかの役割分担を行った。また、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や、学校見学、各種手続きのための同行支援を実施した。

支援の結果、生活保護等の行政サービスを利用し、病院および特別支援学校に近い市営住宅に転居するとともに、特別支援学校に進学することができた。福祉サービスを利用することで、保護者の負担も軽減でき、生活が安定してきた。

【事例2】虐待の未然防止のための活用事例（③④⑤⑥）

発達障がいのあるわが子の子育てに悩み、虐待の疑いが高い家庭にスクールソーシャルワーカーが介入。学校、中央子ども相談センター、福祉担当課等によるケース検討会議を複数回実施し、虐待の未然防止のために保護者と子供との関係を安定させるとともに、子供の障がいに応じた支援環境を整えることに取り組んだ。

保護者自身が被虐待児であり、父母の関係も不安定であり、さらに子供が発達障がいを抱えて辛さがあることなど、大変リスクの高い家庭であることから、保護者自身の辛さを受け止めるために、センターでのカウンセリングから支援を始めた。また、子供への適切な支援の在り方を探るためにスクールソーシャルワーカーが発達検査を実施し、特別支援教育へとつないだ。

保護者の精神的な安定を図ると同時に、保護者自身がSOSを出せる環境を整えたことで、虐待の未然防止につながった。また、子供の特性に合った教育の場につないだことにより、保護者の苛立ちの原因が減り、子供自身が明るさを取り戻したため、保護者との関係の安定にもつながった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

岐阜市子ども・若者総合支援センター内にスクールソーシャルワーカーを2名配置したことで、市内小学校の87%、市内中学校の91%を支援することができた。直接支援を行った児童生徒数は109名。関係機関等も交えて実施したケース検討会議は、55回。

問題を抱える子供の環境を改善するためには、教育・福祉の関係機関が役割を分担し、連携して支援を行うことが必須である。スクールソーシャルワーカーは、これらの複数の関係機関をつなぐためのコーディネイト役として、重要な役割を果たしている。

（2）今後の課題

子供を取り巻く問題が非常に多岐に渡るため、スクールソーシャルワーカーに求められる力は大変幅広く、また、情報を常に更新していく必要がある。さらに、発達障がいを含むケースが増大しており、資質向上のための研修をさらに充実させる必要がある。

豊橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市が抱える教育課題として、外国人児童生徒の指導と不登校対策があげられる。学校や関係機関、関係者と連携して対応できるように、学校のニーズに応じた専門機関への接続や情報交換の場の設定、ケース会議の開催など、充実した相談システムを構築し、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

豊橋市役所と豊橋市教育会館の2カ所にスクールソーシャルワーカーを配置し、外国人相談員や一般教育相談員と連携し、早期に課題解決に至るようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：2名(外国人児童生徒教育相談コーディネーター、教育支援コーディネーター)

資格：外国人児童生徒教育相談コーディネーターについては、資格なし（ブラジルの教員免許あり）
教育支援コーディネーターについては、教員免許あり

勤務形態：嘱託員とし、1週あたり31時間の勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等を校長会議や担当者会で周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー2名、スクールソーシャルワーカー担当指導主事2名

（2）研修回数（頻度）

- ・本市生涯学習課主催の研修会・協議会（年5～6回）
- ・東三河地区教育相談研修会（年2回）
- ・県主催による、こども・若者支援ネットワーク研修（年1回）

（3）研修内容

- ・不登校・ひきこもり・発達障害・生徒指導についての事例検討研修
- ・各関係機関主催の理論研修や実践発表

（4）特に効果のあった研修内容

- ・講師（大学教授）、福祉分野の専門家、臨床心理士を交えた理論研修や困難事例等の検討会を通して、学校支援の具体的な方法を知ることができた。
- ・こども・若者支援ネットワーク研修会に参加して、地域の取り組みを知り、児童生徒・保護者へ適切な支援を試みることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置 なし

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの配置が初年度であり、手探りの状況の中で学校・児童生徒・保護者を支援してきた。スクールソーシャルワーカーの本来的なスキルを高める研修を計画したり、その機会を保証したりすること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（③、⑥）

6年生の男子児童Aは、家庭の事情で5年生の1月に近くの学区の小学校に転校することになった。母親、兄、本人の3人で生活しているが、自宅の隣に祖母が住み、帰宅後は祖母宅で生活することが多く、食事と一緒にしている。

転校後、新しい学校になじむことができず、6年生の9月からは登校することが難しくなった。学校側も登校に向け、保護者や本人との面談、家庭訪問、学級・学年の活動等、精力的に学校復帰に取り組んでいたが、児童Aは心身ともに疲弊し、拒食症に陥り、スクールソーシャルワーカーへ相談があった。スクールソーシャルワーカーは、本人、母親、祖母とも面談を重ね、以前の学校に戻ることへの切望を聞く。スクールソーシャルワーカーは、学校に対してケース会議を提案し、学校・保護者、教育委員会も含めて6回ほど開催した。本人の将来・心身の健康を考えると、環境を考えることが急務であり、不登校も解消でき、今後の成長が期待できると、以前の学校へ戻ることを教育委員会に働きかけた。

転校後は、週2回ほど登校し、給食も普通に食べることができ、徐々に体調も元に戻ってきた。卒業式の練習にも参加し、無事に卒業することができた。

【事例2】外国人児童生徒支援のための活用事例（⑥）

日本生まれの5年生外国籍女子児童Bの母親が、「私の子供はクラスから集団でいじめられているので、転校したい。無理なら自宅で学習させ、今の在籍校には通学させない。」との相談があった。

児童Bの母親は、ここ数年体調を崩し、入退院や手術、一時帰国を繰り返していた。父親と離婚しているため、母子二人で生活している。母親が入院している間は、他都市に住む外国人の親せきの家に児童Bは預けられ、児童Bはそのたびに転校を余儀なくされていた。幼少のころから、近所の日本人と仲良く過ごしていたのに、小学校3年生ごろから不安定な生活になったためか、学級の友達にいたずらをすることでストレスを発散し、そのことを周囲が注意することで「私はいじめられた」と母親に告げていた。学校は、母親に事実を理解してもらえず困っていた。

2回目の相談後、スクールソーシャルワーカーとともに学校へ出向いたが平行線のままだった。最初の相談から2週間、児童Bは学校へ行かず、自宅で過ごしていたが、スクールソーシャルワーカーより児童Bとともに相談（3回目）に来るように連絡する。

スクールソーシャルワーカーが児童Bの本当の気持ちを引き出すことで、母親も事実関係を理解し、児童Bの「学校へ行きたい」という言葉で母親も納得し、学校復帰を果たした。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校への生活サポート巡回訪問、校内研修での講義、ケース会議での助言等により、教職員にチーム支援体制への認識が高まった。そして、学校支援サポート体制が整うことにより早期に配慮が必要な児童生徒に対して、適切な関係機関への連携を図ることができた。

平成26年度の外国人児童生徒の相談件数は、個人が611件、学校等団体が802件で、一日平均6.56件の相談に対応している。本事業が平成26年度から開始のため、前年度比較はできないが、有効活用されていると考える。

（2）今後の課題

学校支援サポート体制の構築を図るには、他の教育相談関係機関やスクールカウンセラー等との連携のあり方、及び効果的な支援方法を検討する必要がある。

外国人児童生徒相談対応のスクールソーシャルワーカーはポルトガル語対応であるが、毎年フィリピン人が増加しているため、タガログ語対応の支援体制が急がれる。

豊田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- ・ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ・ 多職種が勤務する職場内の調整

（2）配置計画上の工夫

- ・ 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、3名常勤している。中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 豊田市青少年相談センターに、非常勤特別職として社会福祉士の3名を配置している。
- ・ 1日7時間 週5日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

<方針>

- ・ 子供・青少年（以下「青少年等」）の悩みごとや青少年等を持つ親の悩みごとについて面接相談、また必要に応じて訪問相談を実施する。併せて、学校・地域・関係機関と適切な相談・援助を進めることにより、青少年等の健全育成を図ることを目的とする。

<周知方法>

- ・ 学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引きを配布する。
- ・ 学校訪問時に説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

豊田市青少年相談センター内での研修(月1回程度)

愛知県主催の連続講座へ参加（全10回） S S W S Vによるスーパービジョン（4回）

（3）研修内容

- ・ あいちS S W実践研究会（全10回）
- ・ パルクとよた公開セミナーへの参加（青少年相談センター主催 一般市民向け研修 年8回）
内容；発達障がい、虐待、不登校、子育て不安等
- ・ S S Wによる貧困事例ワークショップ ・愛知県主催の発達障がい支援指導者養成講座への参加

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ あいちS S W実践研究会（S S W、教員、行政職員など他職種とともにS S Wについて学べた）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 青少年相談センター全体のS Vに加え、S S Wに特化したS Vのための予算を確保し、26年度は外部のS S WによるS Vを年に4回実施した。

○活用方法

- ・ 担当する事例に対してのS Vを受け、助言や指導を受け、また緊急対応について学んだ。

（6）課題

- ・ S V体制の定着、S S W活用について、豊田市としてのビジョンを確立する必要性を感じている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】連絡が取りにくい母子家庭における不登校児童のための活用事例（①、③）

不登校について母から当相談センターに相談があり、SSWが関わり始めた小5男子児童のケース。当該児童は、特別支援学級に在籍しており、療育手帳を所持している。母子家庭であり、母親は仕事を休むと生活できなくなるという不安を抱えている。担任に話を聞く中で、母親とはなかなか連絡がつかないこと、本児は登校すれば下級生の面倒も見ること、担任と本児との関係は良好であることがわかった。SSWは母親の仕事が休みの土曜日に母親の面接を実施し、担任から聞いた本児の長所などを伝えた。また、担任には、家庭環境について話し、登校のための支援をSSWも共にしていくことを伝えた。担任は根気強く家庭訪問を続け、本児との信頼関係を築いていった。SSWは、数回の継続面接の中で母親が語った「本人の好きな活動」や「本児にとって抵抗があること」を、母親の担任への感謝の言葉とともに担任に伝えた。学校と母親とをSSWがつなぐことで情報交換ができ、学校は、本児に対し適切な関わり方ができた。本人は次第に登校できるようになっていった。

【事例2】落ち着きがなく、他の生徒とのトラブルが頻発している生徒のための活用事例（④、⑤、⑥）

学校から「他生徒へのちょっかいや、物を盗む等トラブルが多い」中2男子生徒について相談があり、SSWが特別支援教育担当指導主事とともに学校訪問して、本人の様子と状況について話を聞いた。母との関係が良好な教頭が青少年相談センターへの相談を勧め、後日母親が当センターに来所した。母からは、父が全く子供に関心をもっていないこと、夫婦の関係が悪く本人の前でも言い合いをよくする等が語られ、本人の問題行動は家庭内トラブルの影響が大きいと推測された。父についての相談の必要性を提案すると、母も希望されたため、児童相談センター（以下、児相）を紹介し、児相での継続相談が始まった。学校での問題行動については、母の了解のもと、聞き取った内容をSSWが児相に伝え、児相と学校とのケース会議につなぎ、調整をSSWが進めている。現在も継続中だが、学校での問題が少しずつ改善されてきている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

<支援実績>

- ・研修、講演活動 13回
- ・訪問活動 479回（学校訪問265回 家庭訪問31回 関係機関183回）
- ・ケース会議 134回（教職員94回 関係機関40回）
- ・継続支援件数196件中 問題が解決25件（12.8%）、好転35件（17.9%）

（2）今後の課題

- ①豊田市は、小中学校合わせて、102校（特別支援学校を合わせると103校）あり、SSWは相談センターからの派遣型として活動している。1人あたり、30数校を担当しているため、一つのケースに対しての時間のかけ方や訪問頻度の調整をする必要があり、継続したケースへの関わりが密に行いにくい。
- ②ケースの複雑化、多様化に伴い、一つの機関だけでなく、複数の機関が関わる必要が出てきており、ケース会議に関わる機関が増えている。連携の在り方や、つなぎ方など、SSW自身の高い専門性、力量がより求められるようになってきており、専門性を有したSSWの確保と、力量向上が急務である。

高槻市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童虐待等での家庭環境の課題や問題行動の低年齢化が進む中、その背景に潜む問題を広い視野でとらえすばやく関係機関と連携をとることで、充実した学校生活や家庭環境を構築するため。

（2）配置計画上の工夫

- ・中学校区の小学校に同じスクールソーシャルワーカーが活動できるように配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：41小学校に一名ずつ。全21名（中学校区の小学校で活動）
- ・資格：社会福祉士の免許を有し、小中学校での相談活動等の経験がある者、若しくはそれに準じると教育長が判断したもの。
- ・勤務形態：報償費

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・市主催のスクールソーシャルワーカー連絡会にて、スーパーバイザーに活動方針等を説明してもらい、各学校の窓口となる教職員とスクールソーシャルワーカーに周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・市内小学校に配置されているスクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・連絡会年間5回
- ・自主研修会5回

（3）研修内容

- ・活動における事例研究
- ・中学校の生徒指導主事との交流
- ・中学校区に配置されている不登校等支援員との交流

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケースの事例検討
- ・生徒指導主事との交流

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：設置している。
- 活用方法：困難な事例に対してのスーパーバイズや研究会での指導助言

(6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーとしての専門性の向上を図ること。
- ・的確なアセスメント作成のもと、組織として活動すること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例 (4)

何度も頭や顔に怪我をして登校する児童がいた。担任や養護教諭が聞き取り、処置を行う中、児童が万引きをしたことに対して、母が手を上げていることがわかった。管理職に確認をとり、児童の様子を観察することにした。アセスメントシートの作成では、「母親の行動・言動、児童に対する関わり方」の改善が、児童の行動を改善し、虐待防止になるとアセスメントした。その後学校と関係機関と連携を図りながら、母親、児童と関係の構築に勤めた。徐々に母親が学校側と話ができるようになり協力していく姿が見られるようになった。その後も、些細な変化に気が付けるように担任等に助言をした。

【事例2】不登校のための活用事例 (1)

昨年度から、保健室登校と不登校等支援員の来校時のみクラスに入ることができる児童がいた。今年度に入り、担任、養護教諭、人権部、不登校等支援員、特別支援教育支援員、SSW、管理職で協力体制を作り上げ、組織的に対応することができた。児童は現在週4日間クラスで学習ができる状態になっている。スクールソーシャルワーカーとして、各先生との情報共有をし、不登校等支援員から児童の様子をききとり、アセスメントの作成をした。児童は徐々に回復し、たくさんの先生と会話できるようになってきている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・福祉的なアプローチが必要な児童、家庭等への支援を積極的に行うことにより、児童の学習環境が整備された。
- ・3,738人に支援をし、1,264回の教職員とのケース会議、79回の関係機関とのケース会議に関わりスクールソーシャルワーカーの活用が増えている。
- ・小学校の不登校支援にスクールソーシャルワーカーが介入し、解消・好転したケースは30%に達している。

(2) 今後の課題

- ・社会福祉士の資格など、福祉の専門知識と、市の取組などの知識を併せ持った人材の確保と財源確保。
- ・スクールソーシャルワーカーを含めた、組織的な対応の見直し。

東大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、子供を取り巻く環境が大きな影響を与えていることを鑑み、このような事例には関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、早期対応はもちろんのこと、その環境改善を図る必要があることから、教職員等への研修や具体的な事案へのケース会議でのアセスメント等による生徒指導体制の充実、また、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒・保護者への支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを拠点校の小学校に継続的に配置している。

（2）配置計画上の工夫

拠点校については、小学校が作成した「平成26年度スクールソーシャルワーカー活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校4校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

「配置人数」・・・4名

「資格」

- ・社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者(社会福祉士及びそれに準ずると認められる者)で、過去に小中学校において相談・援助活動をした経験がある者
- ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない者
- ・スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者

「勤務形態」

- ・拠点型と派遣型の活用を行い、拠点活用としては4小学校の拠点校で、週2回勤務
- ・拠点校は年間280回の活用(年間70回×4校)
- ・派遣活用は市教委が学校からのSSWの派遣依頼を受け、1回3時間勤務を基本とし、年間240回の活用

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「SSWは『こどもの利益』を最優先にした、保護者・地域・関係機関と学校とのネットワークの構築や連携を担う」という方針を校園長会や各種連絡会で周知。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSWや拠点校SSW担当教員を対象に、東大阪市SSW連絡会を開催

（2）研修回数（頻度）

- ・2カ月に1回程度

（3）研修内容

- ・拠点校活動における情報交流や事例検討（SVによる研修）
- ・関係機関との連携

（4）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携において、子ども家庭センター(府)・家庭児童相談室(市)・保健センター・等へ出向き、交流を持つことで顔の見える関係を築き、戦略的なアプローチが可能となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 ・3名のSV体制(弁護士、大学准教授、大学助教授)
- 活用方法 ・2カ月に1回程度SV会議の実施
- ・SSW連絡会での研修の実施
- ・拠点校への訪問

（6）課題

- ・学校がより有効にSSWを活用できるよう、SSW間の共通理解や学校への支援体制の充実が必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（③）

長期不登校が続く小学4年生・中学2年生の姉妹について

4年前に姉の登校しぶりが始まると、妹も学校を休みだす。担任による電話連絡や家庭訪問を続けたが徐々に欠席日数が増え、全欠する年もあった。姉妹と一人親である母親、家族3人での引きこもり状態が続き、小中両校からSSWに支援を要請。

ケース会議を複数回行い、関係者一同が共にアセスメント・目標に基づくプラン作り・役割分担をする過程で、毎年担任の熱意に任せがちだった支援が「チーム支援」に変わっていった。役割分担の中でSSWは姉妹との関係性作りと、地域から孤立している母親の支援を担った。家庭訪問や面談を通し、母親や子供たちが抱えている問題や課題を知ることができた。また、家族それぞれの長所・興味・夢等のストレングスについても知ることができた。それらを担任と共有、姉・妹のストレングス面に焦点をあてた関わりや登校刺激を行った。母親には学校や地域、機関とのつながりが出来るような場や行事への誘いかけ、同行も行った。その過程で親子それぞれが少しずつ外を向き出し、姉は適応指導教室に入所、妹は月数回の登校や遠足等の行事に参加できるようになり、放課後友だちと遊ぶようにもなった。

【事例2】保健室登校児支援のための活用事例（⑥）

保健室で過ごすことが増えた小学4年Aさんについて

2年ほど前から授業を抜け保健室に行くことが度々あったが、4年になると多くの時間を保健室で過ごすようになった。登校後、教室ではなく保健室に直行することもあった。身体がだるそうではあるが発熱や痛み等の症状はなかった。学業面や友人関係、家庭環境等、特に問題も見受けられなかったため、学校では「本人の怠惰」として厳しく指導されることが続いた。SSWが本人の行動観察や面談を行うと共に、担任・養護教諭・本人の兄の担任と情報交換をする過程で、家庭における過プレッシャーが要因として浮かび上がった。本人の置かれた状況を知る事で、学校では「できていないことを叱る」のではなく「できていることを褒める」ことに重点をおくと共に、クラス内で本人が活躍できる活動を取り入れた。また、担任が保護者との関係を深める中で「子育てにおける困り感」を聞くことができ、スクールカウンセラーを紹介、保護者は定期的なカウンセリングを受け出した。学校・家庭共に本人との関わり方が変わるにつれて保健室の利用回数は減り、5年になってからはほとんど行くことがなくなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW参加のケース会議の有効性が広く認知されて、学校からのケース会議や事例研修などへのSSW派遣要請が多くなっている。
- ・ケース会議へSSWを派遣したのはH24年度81回→H25年度141回→H26年度162回（拠点校除く）と増加している。実際には、派遣要請があっても日程調整がうまくいかず、派遣できなかったケースも多くあり、ニーズはさらに高まってきている状況である。
- ・拠点校活用については、週2日の配置にすることで、SSWが主体的に行動することができ、教職員や関係機関と信頼関係を築き、円滑な機関連携につながった。

（2）今後の課題

- ・子供たちをとりまく環境の変化、子供が抱える課題が多様化・複雑化することで、「いじめ」「問題行動」の低年齢化や「虐待」などの家庭環境の問題が大きな課題となっており、福祉的視点をもったSSW配置のニーズが非常に高まっているが、現行の派遣回数では、各学校園のニーズに対して継続した派遣が困難であること
- ・SSW事業の拡充にむけた人材確保と資質向上
- ・学校への支援体制充実のためのSV体制等の充実

豊中市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣する。

（2）配置計画上の工夫

- ・小学校12校に、原則として2週間に1回、1日4時間以内、年間17回以内とした。
- ・効果的な配置や活用方法について検討するため、平成24年度（2012年度）～平成26年度（2014年度）は、1校あたりの配置時間・派遣回数を毎年変更し、試行してきた。平成27年度（2015年度）以降については試行した中で効果的であると考えられ方法を継続する予定である。
- ・配置校以外の小中学校については、従来通り、派遣の要請に対して日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：3名のスクールソーシャルワーカーと1名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザー。
- ・資格：社会福祉士を基本としている。
- ・勤務形態：年間総活動時数は1080時間。事案に対する派遣が60時間、配置に960時間、スーパーバイザー年間60時間。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「活動方針等に関する指針」は策定していないが、事業実施要領及び派遣要領にスクールソーシャルワーカーが行う職務内容を示し、校長会議や教職員の研修会、適応指導教室発行の機関紙（全教職員配布）等で周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
- ・定期的派遣（配置型）校の管理職・担当者（年間3回み）

（2）研修回数（頻度）

- ・おおよそ月に1回（年間11回のスクールソーシャルワーカー連絡会を開催）

（3）研修内容

- ・事業についての市の方針、目的等の共有 ・事例検討会 ・定期的派遣校での実践交流、事例検討
- ・教職員対象の不登校対応研修に参加
- ・児童福祉部局、スクールカウンセラー、中学校不登校担当者等との情報交流会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討会・・・実際の事案をスクールソーシャルワーカーが出し合い、よりよい支援の方法を検討するとともに、スーパーバイザーが指導と助言を行う。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法 ・実践、事例検討における指導と助言 ・長期欠席児童生徒連絡会での助言

（6）課題

- ・平成25年度よりスクールソーシャルワーカーが複数名活動するようになった。市長部局、他機関連携などの方法の研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上に保つための研修内容を考えていくこと。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカーについての知識や活用のスキルを身につけていくこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭への総合的な支援のための活用事例（①、④、⑤、⑥）

まず、当該児童の授業中の様子を観察し、担任や校内担当者とスクールソーシャルワーカーで情報交流を行い、実態把握を行った。次に、児童と児童の保護者に対してどう関わっていくかを考え、プラン作りを行った。その過程でケース会議を開催した。市教委虐待対応部局・市の児童福祉部局・保育所（きょうだいが通所）・生活保護ケースワーカー・保健師が出席し、当該児童のことだけでなく保護者やきょうだいのことについても情報交換ができた。当該児童とその家庭にどう関わっていくかについての方針を決め、各機関で今後の役割分担を行ったことで、連携して支援を行うことができた。このケース会議での支援計画をもとに関わっていったことが当該児童と保護者の安定につながった。

【事例2】家庭環境の問題への活用事例（①）

当該児童の母が、精神的に衰弱しているときは、学校を欠席させてしまうことが多かった。また、登校しても児童は落ち着かない状態であった。両親が離婚を検討しており、母子家庭となって生活保護を受ける等福祉的な支援も必要となった。市の福祉制度との接続だけでなく、地域での支援も必要と考え、スクールソーシャルワーカーが社会福祉協議会と連携し、コミュニティソーシャルワーカーを通じて地域での支援ができるようになった。保護者の精神的な不安定さが児童の学校での言動にも大きく影響することから、保護者がまず、安定した生活の基盤を築き、安心して生活できることが児童の安定にもつながっていった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

教職員等とのケース会議の開催回数が前年度比約 1.5 倍（89 回→130 回）、扱ったケース数 3 倍（96 件→288 件）、参加教職員数約 1.8 倍（338 人→610 人）となった。活動時間数は前年度比約 1.3 倍（810 時間→1080 時間）であることから、スクールソーシャルワーカーの活用方法として、ケース会議が位置づいてきていると考えられる。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの業務内容の認知が進むにつれ、特に小学校でのニーズは高まってきている。定期的派遣を行う学校を増やし、1校あたりの時間数を減らして対応したが、校内担当との情報交流の調整が難しくなるなど、予想していた以上の不都合が生じた。
- ・事案対応のための派遣については、派遣を要望する事案の増加に十分に対応しきれず、緊急的な派遣の要請が学校からあっても、スクールソーシャルワーカーとの日程調整が難しく、しばらくの間、学校を待たせてしまうことがあった。
- ・校内での指導体制づくりを目標に、配置校を拡充しているところである。しかし、各学校がスクールソーシャルワーカーの活用方法を確立しきれておらず、十分な効果を得られる運用がされていないことがある。スクールソーシャルワーカーへの研修を行うと同時に、スクールソーシャルワーカー活用について、管理職、担当者等にも研修を深めていくだけでなく、教職員全体への周知が必要になってきている。

尼崎市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

就学後の子供が抱える問題への支援機能を強化する視点から福祉事務所の体制を整備し、いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子供を早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場の指導に加え、福祉現場からの視点を導入することで要支援の子供への学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。

（2）配置計画上の工夫

本市では平成21年12月に制定した「子どもの育ち支援条例」を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に体制を整備したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、学校現場との調整について、教育委員会を窓口とし活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉現場の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。スクールソーシャルワークの活動形態は、「配置校型」と「派遣校型」を併用して実施している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

子どもの育ち支援ワーカー（ソーシャルワーカー） 6名

（資格） 社会福祉士、精神保健福祉士

（勤務形態） 年間156日 1日6時間勤務（一月当たり平均13日、一週当たり概ね3日勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

尼崎市スクールソーシャルワーク実施要領を制定し、活動実施の指針としている。市立小中学校へは、校長会での説明や通知文「スクールソーシャルワーク活用に係る活用実施計画書の提出について」を教育委員会と連名で発出し、活動形態や狙い等について周知し、活用を呼びかけている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

子どもの育ち支援ワーカー、福祉事務所、教育委員会、こども青少年局関係職員、学校教職員他

（2）研修回数（頻度）

SSW研修会 5回

（3）研修内容

4月21日 スクールソーシャルワーク活動の進め方

7月29日 スクールソーシャルワークにおける基本的な視点（第1回）

8月7日 スクールソーシャルワークにおける基本的な視点（第2回）

3月4日 少年事件の知識と対応について（教員参加）

3月4日 いじめ防止対策推進法とSSWの役割（教員参加）

（4）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、保健分野、教育分野、法曹分野の4名のスーパーバイザーから、各専門分野の研修を実施している。上記のうち2回については、スクールソーシャルワーク活動の一環として、学校で起こる様々な事象に対する対応力の向上と、教員に対するスクールソーシャルワーク活動の周知を目的として、教員にも参加を呼びかけて実施した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置:有り

○活用方法:福祉・教育連携体制SV調整会議を実施し、SVから事業の運用改善や進行管理について指導助言を受けている。また、支援に行き詰る事例やワーカーに対する研修等で助言指導等を受けている。

（6）課題

活動に即した効果的な研修テーマの設定及び研修等の日程の調整

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（③）

対人関係と学習面での苦手意識があり、友達関係の躓きから不登校になった中1年女子生徒。もはや教室での居場所がなく、適応指導教室へ行くことや教育相談のカウンセリングを受ける日々。母は学校から見捨てられ感が強く、やがて継続はできなくなった。学校からのSSWの要請により、SSWと学校の協働により支援にあたっての目標・支援のプラン・役割分担を明確にした。ワーカーは母の気持ちに寄り添いながら話を聴き、母と担任の関係を繋ぎ直し、担任は、クラスメイトとの関係づくりのために生徒同士の連絡ノートを提案、また市教委と訪問指導員との調整により別室登校の準備をした。こうした支援の結果、別室登校や教室に入れる教科は徐々に増え、クラスメイトとの関係も改善、母と学校との信頼関係が少しずつでき学校への不満が軽減した。校内に相談できる教員が増えたことから親子ともに、SOSを出せる環境になった。また、このことが不登校事例への校内体制のひとつとして別室登校の前例ができた。

【事例2】発達障害等の対応のための活用事例（⑥）

発達障害と愛着障害の影響から、暴言、大声で喚く、突き飛ばす、蹴る、窓から飛び降りようとする、時と場所を選ばず衝動的に行動する小5男子児童。集団行動や授業を受けることに困難さがあり指導を受けることで、自尊心の低さ、被害感情にも繋がっていた。クラス運営にも支障を来していたためワーカーは、養護教諭やクラブ顧問、担任などからの情報を整理、アセスメントを通し、本児との関わり方を教員等と一緒に考えていく校内チームを作って支援に取り組んだ。また、関係機関にも声かけをして連携ケース会議を定期的に実施した。具体的なプランとしては、学校とSSWは、本児の思いを聞き取り、自己肯定感を高めるために本児とルールを決め、学校全体で共通理解のもと支援的に関わった。保健師など関係機関からは家庭訪問等により母親と関係を作り、役割分担し協働を促進した。学校と保健・福祉部局との連携から、家庭・学校両面で支援を進め、関わりを重ねるうちに、本児は安定していき、校内での暴力を伴う問題行動の頻度が減少し、大きな問題にならず学校生活が送れるようになった。支援人材と協働することの有用性を実感した一例である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの相談には、不登校、問題行動のうち家庭環境や発達に起因するものなどの事例が多く、これらの問題についてスクールソーシャルワークへの期待は高い。子どもの育ち支援ワーカーを活用し、子供をチームで支援する校内体制を整え、役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった長期的な取組が必要となる場合もある。こうした取り組みを進める中で、新たに子どもの育ち支援ワーカーの活用を希望する学校も増えてきた。

- ・活動学校数 小学校 20校/42校 相談ケース数 76件
中学校 10校/19校 相談ケース数 126件
- ・校内ケース会議 221回 ・連携ケース会議 52回 ・他機関との連携活動 439回

（2）今後の課題

平成26年度からはワーカーを3人から6人に増員し、全小中学校を対象に支援できる体制をつくり、学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めている。今後も支援を必要とする子供への初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然防止の観点から、子供の集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出していきたい。一方、学校内の管理職の異動などで、制度理解が薄れていくもの現状であるため、適宜、学校へ制度理解の研修など実施し、制度に対する学校現場の理解を高めていきたい。

西宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、スクールソーシャルワーカーを学校園に派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

学校問題解決支援チームの一員とし、学校長の要請によって教育委員会が学校に配置及び派遣をした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2人（1人は国庫補助1/3と市費負担で学校保健安全課に配置。1人は全額市費負担で特別支援教育課に配置）
- ・資格 社会福祉士2人
- ・勤務形態 週4日30時間勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

学校保健安全課のSSWは、SSW活用事業実施要領に基づき、また特別支援教育課のSSWは、西宮市教育相談員派遣事業実施要綱に基づき活動を行った。学校園長会や生徒指導担当者会で趣旨や活動内容、学校園現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW2名

（2）研修回数（頻度）

- ・2人のSSWが、月1回SSW連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・社会福祉士・臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に1回のスーパーバイズを受けた。

（3）研修内容

- ・SSW連絡会議では、それぞれのSSWが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、具体的な事例の対応等について助言をしていただいた。日頃の活動を振り返り、自らの課題が明確となり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 設置していない
- 活用方法 社会福祉士の資格を持つスーパーバイザーを講師に招き、スーパーバイズを受けた。

（6）課題

- ・スーパーバイズの回数を増やし、さらに実践力を身に付けること。
- ・要保護児童対策地域協議会や研修会に積極的に参加し、情報収集を行うとともに、学校現場に対してSSWの活用についてさらに周知を図ること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待と関係機関との連携のための活用事例（①、④、⑥）

（小学生女子児童）

数年前に母が病死。その後養育を行ってきた兄夫婦が離婚し、養育が困難になり、母方祖父母に引き取られた。本児が、「祖父母から叩かれるから家に帰りたくない」と訴えていると、近隣住民から児童相談所に虐待通告があり、一時保護された。

家庭引き取り後、児童相談所が月に1回の家庭訪問と学校での面接を行い、見守りを続けた。しかし、本児の問題行動がエスカレート。また、教室を飛び出しては「母に会いたい、死にたい」と言いながら窓から身を乗り出すこともあった。

祖父は末期癌で、祖母は介護のため本児に構う余裕がなく、夏休みだけでも本児を預けたいと思っていた。本児自身も祖父の世話が嫌で施設に行きたいと言っていた。結果的に、夏休み中に一時保護となり、発達検査を経て、児童心理療育施設に入所となった。

S S Wの関わりとして、①学校訪問による管理職、担任、養護教諭からの聞き取り、②クラスでの様子を見守り、本児との面談を通して信頼関係を構築、③関係機関と情報共有、④学校・関係機関と夏休み中の見守りと一時保護に向けてのケース会議を行った。

【事例2】家庭環境及び不登校のための活用事例（①、③、⑥）

（小学生男子児童）

父、母、姉、本児の4人家族。要介護状態となっていた母が再び倒れて入院した。それ以降、本児の欠席が続いていた。学校としては本児の登校に向けて父と相談をしてきたが、「学校は何もしてくれない」との父からの訴えがあった。学校は父にいろいろと提案をしたが拒否された。

母は在宅介護で、リハビリに通う為ヘルパーを利用していた。また、母方祖父母が手伝いに通っていたが、父はよく思っていなかった。介護の負担が父、姉に降りかかっていた。

父は学校に行かせようと毎朝本児を怒鳴っていた。父の態度に嫌気が差し、姉と祖母が本児を連れて児童相談所へ相談した。そこで本児は父が怖い、担任が怖い、人に会いたくない、話したくないと訴えた。父にはこの相談の件を伝えていない。家族間で話ができない状況だった。

結果的に、母の施設入所が決まり、父、姉の介護の負担が減った。新年度、数日だが登校できた。管理職、担任が新しくなり、父と繋がる事ができ、父とメールで情報交換ができる関係になった。

S S Wの関わりとして、①学校、関係機関とのケース会議に参加し、情報共有・役割分担、②福祉担当課・ケアマネジャーと母の施設入所に向けてのケース会議に参加、③家族それぞれの思いを吐き出させるため、家族会議を開催、④本児を外に出すため、福祉担当課と家庭訪問、来庁相談（本児、姉）を行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校保健安全課のS S Wの派遣校数は小学校が30校、中学校が15校、地域・学校支援課のS S Wの相談校数は小学校が20校、中学校10校だった。制度を理解した上でS S Wを活用した学校からは派遣要請が増えており、学校現場の評価は高まってきている。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの経験の豊かさが充実した支援につながることから、研修会等を通じて資質向上に努めていく必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの認知度は高まりつつあるが、その役割の周知について課題が残った。そのため、今後、その機能や役割について理解を深めるための取組みが必要である。

和歌山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築を図り、適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

（2）配置計画上の工夫

市内各校の実情を踏まえ、特に課題の多い校区、学校を選定し配置。その他の学校においては校長の要請に応じて派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数2名（資格：社会福祉士ならびに精神保健福祉士1名、社会福祉士1名）

勤務形態：巡回型 1名（小学校2校 その他派遣 年60回 1回6時間）

巡回型 1名（小学校3校 その他派遣 年60回 1回6時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーによる直接支援と間接支援のバランスを検討すること。支援体制づくりのコーディネーターとして活動し、校内にスクールソーシャルワーカーの視点を根付かせ、学校自体の支援力を高めることを図る。
- ・連絡協議会を開催し、管理職を交えて意見交換の上、配置校でのより一層の活用について話し合う。また、小中校長会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の周知徹底を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

和歌山市スクールソーシャルワーカー2名及び担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

○SVを招き、実際の事例についての研修（年1回）

○県主催の研修に参加

・県内スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事対象の研修（年2回）

・県内スクールカウンセラーとの合同研修（年1回）

（3）研修内容

- ・実際の事例について、SVの意見をいただきながら参加者で協議。
- ・効果的なスクールソーシャルワーカー活動やケース会議の持ち方。
- ・県内スクールソーシャルワーカーで各々の取組の交流。また、模擬事例を用いてのグループアセスメント。
- ・いじめ問題や不登校等、問題行動に対する組織的な取組の仕方。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・「実際の事例についての考察・協議」では、SVの先生の経験をふまえた講義だけではなく、参加者で協議することで、問題行動に対し、学校をはじめとする関係機関との組織の構築と連携方法について、様々な視点から確認することができ、実践につなげることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・市独自のSVは設置していないが、年間一回SVを招き、実際の事例に関する考え方・対応方法について研修している。

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、研修会に参加したり、SVを招いてのスーパービジョンを受ける機会を増やしたりできるよう工夫する。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境による生活不安定児童への活用事例（①、③）

○問題の概要等

小4女子。3年生より徐々に学校に登校できなくなり、4年生で完全に不登校。家庭環境の影響で、基本的な生活習慣が身につけていない。他に、給食を拒否したり、友達とコミュニケーションを取らなかったりする等も不登校の要因と考えられる。家では、昼夜逆転の生活を送り、一人別メニューで好きなものばかり食べているということがわかる。担任や管理職から就寝・起床時間を決めることや、食事内容への助言をしていたが、協力的ではなかった。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

- ・管理職、担任、SCとの校内ケース会議にて登校支援方法と保護者の養育態度の改善、食事面の改善等について検討。
- ・電話連絡や家庭訪問の定期的な実施。（担任と一緒に）
- ・教育的ネグレクトとも考えられるので、児童相談所、市福祉部門への相談。
- ・各関係機関との連携時にパイプ役となり、学校と関係機関の連携を密にした。

○経過、改善状況

安定した生活面への改善が難しい家庭である。登校につなげるには生活リズムを整えることが第一と考え、担任が毎朝電話したり、放課後定期的に家庭訪問をしたり、関係の先生でのケース会議をおこない確認したりした。

SSWは担任とともに父母に何度も連絡を取り相談にのった。そのなかから、児童が養護教諭のことを信頼していることが分かり、毎朝、養護教諭が中心となり迎えに行くことになった。養護教諭と児童との信頼関係がもとなり、徐々に担任と保護者と連絡もスムーズに取れ出した。

これまで家庭と学校のつながりが薄かったが、SSWや養護教諭の訪問をきっかけに、担任による家庭訪問が継続的に実施でき、児童に対する登校への声かけも少しずつ浸透するようになった。

【事例2】家庭環境による不登校児童のための活用事例（①、③）

○問題の概要等

小6男子と母の母子家庭。母の精神不安定な部分と養育能力の低さが大きく影響し、4年時後半より行き渋りで遅刻が多くなる。5年時より徐々に欠席日数が増え、6年生の一学期は半分近く欠席。ほぼ毎朝、管理職、担任で自宅まで迎えに行くが児童には会えないことが多くなる。この状態を改善する何かよい方法はないかと学校からSSWに相談があった。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

養育支援を担当する福祉職員やSCとの調整を図り、ケース会議で、これまでの児童の様子の確認と、今後の支援方針を検討した。関係が良好であった5年生時の担任に何度か家庭訪問に同行してもらったなどした。その結果、6年の担任とも関係がもてるようになった。

○経過、改善状況

学校職員、SSWによる定期的な家庭訪問が実施できた。そのなかで、遠足や運動会等、行事への参加は前向きで、登校意欲はうかがえた。まずは、校長室や保健室での別室登校を実施し、その後教室へと少しずつ通常登校につなぐことができた。運動会後も児童の興味がわくような授業づくりにより、登校できるように、校内での協力体制についてSSWも一緒になり毎週の学年会に参加し検討をおこなった。卒業までの間、連続で欠席することなく登校することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校においてコーディネーターとして校内支援体制づくりを担い、教職員が明確な役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカーの専門性を生かした手法を学ぶことで、自らの支援のあり方に福祉的な要素を取り入れる機会となっている。
- ・関係諸機関や地域民生委員との連携を図りつつ支援を行うことで、家庭環境の改善につながっている。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割や活用の仕方についての更なる周知、啓発
- ・学校からの配置に関するニーズが高まり、配置の仕方について検討が必要
- ・スクールソーシャルワーカーの任用時間の拡充
- ・SV体制整備のための財政確保

下関市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・8人

資格・・・社会福祉士4人、精神保健福祉士2人、教員免許1人
相談業務等に長期従事した者1人

勤務形態・・・校長からの派遣要請に応じて勤務
年間360時間、180回程度

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」及び「スクールソーシャルワーカーのリーフレット（周知用）」を作成し、学校や関係機関等に配付した。

また、課題の多い学校に対しては、指導主事が出向いて説明した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・ 月に1回（2時間程度）

（3）研修内容

- ・ ケースの検討会
- ・ やまぐち総合教育支援センターSVによる研修（年1回）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ ケースの検討会の中で、個々のケースに応じた多様なかかわり方や関係機関への連携の図り方についての意見交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

（6）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーが別の仕事を持っているため、全員が参加できる日程調整が難しい。夕方以降の遅い時間に設定せざるを得ない状況である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) 不登校への対応のための活用事例 (①、③)

中3のA子は、母一人子一人で修学旅行が終わった5月末から不登校になる。家庭からは腹痛等の理由で連絡はあるものの、ネグレクト傾向にある。A子の話では、水道がとめられ、トイレは近所の公園を利用している。また、母親は夜間、仕事のため、食事はコンビニ弁当で済ませている。

学校は母親から状況を聞き、母親に対してSSWへの相談を促したところ、母親の困り感もありSSWとの面談を希望された。そこで、学校からの要請に応じSSWを派遣した。ケース会議において、学校、市教委、SSW、児童相談所、市の福祉部、民生委員と情報を共有し、不登校の背景にある母親とのかかわりや経済状況について支援を行うこととした。

学校の担当者と民生委員、そしてSSWが連携をとりながら母親との関係づくりに力を入れ、生活保護の受給申請へとつないだ。続いて、母親の療育手帳取得についての説明や家庭内のゴミの片付け等の支援を行った。水道やガス等も使えるようになり、家庭内の様々な課題について、可能などころから一つひとつ解決することで、A子も総合支援学校に進学することができた。

(2) 問題行動への対応のための活用事例 (⑥)

中3のB子は、校内でのエスケイプ、授業妨害、教師に対する暴言等があり、2年の3学期に校外での万引きで補導された。3年になり進路のこともあるため、学校、市教委、SC、SSWとでケース会議を開き情報を共有した。家庭環境は、父(血縁関係はない)、母、兄(高)、B子、弟(小)、妹(2歳)の6人家族で、小さい子どもがいるため母親の協力を得られにくい状況であった。また、B子は父親との関係がうまくいかず、家に帰りたくない状態が続いていた。

担任、養護教諭とSSWが連携をとりながら、まず、SSWとB子との人間関係構築に努めた。家庭訪問やオープンスクールへの付添い等、夏休みも継続してかかわる中で、SSWが母親とも連絡を取れるようになった。B子と父親の間には相変わらず会話等ないが、SSWを介して、父親が実は、B子のことを心配している旨を伝えることができた。

家庭の理解と協力が得られ、徐々にB子の大人不信も解消され始めた。次第に、落ち着いた学校生活を送ることができるようになり、志望校に進学して勉学に励んでいる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成26年度は、小学校10校、中学校8校に対して239回、349時間の派遣を行った。29のケースに対して52%が問題の解消または支援の好転につながった。また、好転した学校からは、他のケースに関する新たな要請を受ける場合も多く、同じ学校で複数のケースを扱う割合が高くなっている。

(2) 今後の課題

- 人材バンクに登録しているスクールソーシャルワーカーが、別の仕事を持っているため、ケース会議を遅い時間に開催するか、スクールソーシャルワーカーが自分の仕事を休んでケース会議に出席している。今後は、人材バンクの登録人数を増やすとともに、専門職として雇用していくことも視野に入れていく必要がある。そのための財源の確保が重要である。
- スクールソーシャルワーカーとしての経験の量が支援の充実に不可欠であることから、今後も研修会等を通じて資質向上に努めていく必要がある。
- スクールソーシャルワーカーに対する認識や活用について、さらに啓発していく必要がある。

高松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーの社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

（2）配置計画上の工夫

高松市教育委員会学校教育課が指定した全中学校にスクールソーシャルワーカーを配置している。また、中学校区の小学校からスクールソーシャルワーカーの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているスクールソーシャルワーカーを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 9名

〔資格〕 社会福祉士等の資格を持つ者又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、優秀な活動実績等がある者

〔勤務形態〕 原則1日6時間、週5日程度とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

社会福祉等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを全中学校に配置し、専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。

スクールソーシャルワーカーは、配置された中学校では、生徒及び保護者への支援、教職員から求められる内容に応じ、教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、派遣された小学校では、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。

これらについて、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象：高松市スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数：月に1回（年間11回）

（3）研修内容：活動状況の報告、具体的な事例に基づく研究協議、情報交換、事務連絡

（4）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。高松市では、毎年スクールソーシャルワーカーの退職に伴う新規採用者が数名おり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持っていても、学校現場での勤務は未経験の状態である。スクールソーシャルワーカーとしての心構えや、教職員とのコミュニケーションの工夫、問題行動等の課題を抱える子どもや保護者との関わりでうまくいった事例や、課題の残った事例などを共有することで、スクールソーシャルワーカーとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法：スーパーバイザーは設置していない。

（6）課題

指導主事による指導・講話や、スクールソーシャルワーカー同士のグループ研修を積み重ねているが、ほぼ同じ形式の研修となっているので、研修プログラムをさらに工夫したい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】対人関係に課題を持つ不登校生徒に登校を促すための活用事例（③）

担任・保護者からスクールソーシャルワーカーに、不登校生徒Aに対しての関わり方に関する相談があり、スクールソーシャルワーカーが情報提供したケースである。定期的に学級担任と家庭訪問をするが、Aとの面談については、本人の意志を最大限に尊重し、徐々にAの悩みや思いを聴くようにした。

そうするうちにある時Aから、登校の意向はあるものの、他者からどのように思われているかが、登校の妨げとなっていることを聞き出すことができた。スクールソーシャルワーカーは不登校を取り巻く社会環境や対人関係づくりのポイントなどをAや保護者と話し、A本人が、今後どうありたいかについて話し合った。結果、Aは充電期間として家庭で過ごすことを選択したため、家庭でできる活動をスクールソーシャルワーカーと一緒に考えた。

Aは料理に興味を持っており、担任やスクールソーシャルワーカーが訪問する際、何度か料理やお菓子を作ってもてなすようになった。そうするうちに「美味しいと言ってくれる人がいるから、料理を作るのが楽しみになる」との感想を述べるようになった。そして年度末が近づく頃、新学年からの登校を考えるような変化が現れてきた。関係教員やスクールカウンセラーをはじめ、不登校対策委員会等で、生徒の様子や活動について情報共有しながら、連携して取り組んだ事例である。

【事例2】発達障害の疑いのある生徒に対し、対人スキルトレーニングを活用した事例（⑥）

生徒Bは発達障害の疑いがあり、学校や日常生活において対人トラブルが頻繁にあった。部活動顧問からスクールソーシャルワーカーへ相談があり、定期的な面談を実施した。Bは、人から何かたずねられるとすぐに応えることが苦手であるなど、コミュニケーションについての悩みを有していた。また、それを何とかしたいとの思いがあった。

スクールソーシャルワーカーとの面談では、コミュニケーションに関するカードゲームを取り入れた活動を行った。ゲームをする中で、発想や応答の仕方などを話し合った。関係教員とは、様々な支援方法や生徒が関わる医療情報など、支援に関する情報を生徒指導委員会等で共有した。

相談者の様子などを関係教員に伝え、連携しながら活動し、相談者のニーズにかなう支援、相談者を主体とした支援に留意した。最初の面談から5ヶ月後、生徒は「（対人面の対応で）あまり困らなくなった」との感想を持つようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが関わる「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」のうち「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の件数の全体に占める割合は、平成25年度は38.7%で、平成26年度は30.6%であった。解決・好転の割合は低下しているが、年度をまたいで地道な継続支援をしているケースが多数あり、スクールソーシャルワーカーの役割は、学校で欠かせないものとなっている。

また、スクールソーシャルワーカーが扱ったケース会議の件数も増加していることから、学校のスクールソーシャルワーカーの活用頻度が高くなっている状況もうかがわれる。

(2) 今後の課題

本市では、現在スクールソーシャルワーカーの拡充に努めており、その中で、次のような課題が生まれている。①新規採用スクールソーシャルワーカーの知識や技術を向上させるためのよりよい研修体制 ②スクールソーシャルワーカーを志望する者のうち、資格や適性のある者の確保

久留米市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを、要請に応じて派遣。問題を抱えた児童生徒の課題の解決や改善を図るために、置かれた環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用することを目的としている。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー2名（非常勤職員）と社会福祉士資格を有する久留米市職員1名を久留米市教育委員会に常駐させている。派遣型方式を採用している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：3名（1名は常勤、2名は非常勤）
- 資格：社会福祉士2名、精神保健福祉士1名
- 勤務形態：常勤（8:30～17:15）および非常勤（9:00～17:00）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

定例校長会、教頭会、学年主任研修会、不登校児童生徒に関する研修会、いじめ対応研修会等においてスクールソーシャルワーカー活用事業の目的、活動の概要、改善事例等の説明を行い事業の周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー2名、久留米市職員1名

（2）研修回数（頻度）

スーパーバイズ：年4回、1回2時間
久留米市福祉・心理系職員研修：年4回、1回2時間程度
他市への視察：1回

（3）研修内容

- ・社会福祉学科教授をスーパーバイザーとして招き、4月当初に新人研修を兼ねてスクールソーシャルワーカーの役割についての研修を実施したり、各ケースについてスーパーバイズを受けたりした。
- ・市役所の他部署に配置されている社会福祉士、精神保健福祉士との研修・情報交換を行い、他部署の役割についての理解を深めたり、事例検討を行ったりした。
- ・スクールソーシャルワーカーの活用について他市への視察を実施した。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・新規採用職員に対し、年度当初にスクールソーシャルワーカーの果たすべき役割について共通理解を図った。
- ・先進市の視察を行い、学校への支援体制づくりについて協議を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置：有
- ・活用方法：定期的に連絡会を行い、スーパーバイズを受ける。

（6）課題

スーパーバイズにおいて検討するケースの選定や、何についてのスーパーバイズを受けたいのかを明確にした上での資料づくりなどに課題が残っている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境支援のための活用事例（①、③）

（1）ケース概要

家族構成は母と高学年Aの2人家族。低学年頃より、欠席過多。休み時間や放課後等に遊ぶ友人はいない。服装、

頭髪等不衛生。母は無職。社会保障制度を拒否し、経済的不安定。

(2) 支援内容

- 定期的に、Aと面談し関係作り及びニーズの把握に努める。A自身が意欲的、積極的に生活力をつけていくように支援し、中学に向けての希望や目標を一緒に掲げる。
- 定期的に、学校管理職、養護教諭、主任児童委員、家庭子ども相談課、SSWで支援の評価を行う。
- 家庭訪問を行い母の思いを聞き取り、Aと母、担任の仲介的役割を担い、それぞれのつなぎ役を行う。

(3) 改善状況・課題

定期的に、必要に応じた情報を関係者で共有できたことで、Aのニーズ把握、母の思い等を深く知ることができ、意思統一した支援ができた。身なりや頭髪等の衛生面に関しては養護教諭が、中学入学に向けての準備は担任の積極的な声掛けにより整う。中学への引継ぎを、小学校、主任児童委員、SSWの視点からそれぞれが行ったことで、中学での支援体制の構築が準備できた。今後は、構築された支援体制の継続が課題だと思われる。

【事例2】家庭環境の問題と不登校児への対応についての活用事例(①、③、④、⑥)

(1) ケース概要

小学校に通う兄弟児童と母の3人暮らし。母は理解力と養育能力が乏しく、無職で収入が社会手当のみ。食事もままならず、不衛生なネグレクト家庭であった。兄は不登校、弟は低学力で友達とのトラブルも多かった。

(2) 支援内容

SSWが定期的な家庭訪問でアセスメントを行い、関係機関とのケース会議を実施。支援方針決定後、下記のような役割分担を行った。

- 学校…定期的な家庭訪問と兄への登校支援。弟への教育的配慮、SSTの実施。
- 家庭子ども相談課…母の相談、生活保護申請の支援。
- 児童相談所…子ども達の一時保護の検討。弟の療育手帳取得のための発達検査を実施。
- SC…母と定期面談。学校に弟へのSSTを行うことの助言。
- 生活支援課…生活保護の支給、母への金銭管理の指導。
- 相談支援事業所…母への家事援助、弟への移動支援の支援計画の策定。

(3) 改善状況・課題

定期的なケース会議の実施により、継続的な支援ができた。生活保護の受給によりライフラインを確立。SSWの支援により母と弟は療育手帳取得。母へ家事援助を導入し、家庭環境の改善ができた。弟は次年度、特別支援学級に在籍となる。兄は登校日数が増えたが、不登校は継続。思春期になり、母への反抗が現れ始めている。今後は兄の気持ちの代弁も行いながら、家庭支援や不登校への支援を行う必要性がある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度から教育相談チームを発足させ、市職員1名を含むSSW3名が配置されている。学校訪問回数は604回、家庭訪問回数は382回、関係機関訪問149回となっており、学校と家庭及び関係機関の連携について特に重点的に行うことができた。教職員とのケース会議は33回、関係機関とのケース会議は114回で情報の共有化、各関係機関の役割分担の理解や連携の向上に努めることができた。

(2) 今後の課題

スクールソーシャルワーカーの派遣依頼は年々増加している。また、各ケースの抱える問題は複雑化しており、長期的な支援が必要になるケースも出てきている。このような状況を踏まえ、支援目標の設定やケースの課題に対して関係機関の役割分担を明確にしていくことは重要である。しかし、学校からは情報整理等が不十分のままSSWに支援要請されることが多く、相談ケースの課題や学校の取組状況が不明確なため、支援開始に時間がかかるケースや学校内での情報の共有化が図られていないケース等の課題が浮き彫りとなってきた。そのため、来年度からは、支援依頼書を導入し、支援依頼の明確化や支援の必要性を精査できるようにしていきたい。

長崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・各幼稚園、小・中・高等学校への定期的な訪問活動を行うとともに、派遣申請に基づき、児童生徒の生活環境に関する相談活動やケース会議を学校や家庭等において行うことで学校が抱える問題に対応する。

（2）配置計画上の工夫

- ・県が長崎市に配置しているスクールソーシャルワーカー1名と市が単独で配置しているスクールソーシャルワーカー1名の2名体制で計画的に相談業務を進めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・長崎市が単独で、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを1名配置している。勤務形態は、1日6時間、週3回の勤務を基本とし、年間の勤務時間は630時間である。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・長崎県が作成したスクールソーシャルワーカーの活動方針を所管する幼稚園、小・中・高等学校に送付し、周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・長崎市スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年間1回

（3）研修内容

- ・事業運営協議会では、講演や事業説明、協議が行われた。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・協議や情報交換を通して、他地区の活用状況を知ることによって、今後の取組に生かすことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 設置なし。

（6）課題

- ・年間を通してより計画的に研修を進めていく必要がある。
- ・スーパーバイザーによる指導助言を定期的実施する必要がある。
- ・各学校のニーズにより多く対応するために次年度9名体制に増員する。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】DV及び児童虐待から児童を守る為の活用事例（④児童虐待）

- ・小6児童は母親、継父、弟、妹の5人家族。継父からのDVを受け、母子4人で母方の祖父母宅へ避難。本児と弟の保護の為、祖母が親権を祖父母に移す事を求めるが母親は応じず、対立。
- ・児童相談所は本児らと母親と面談し、関係修復を図るが母親と本児との関係修復は難しいと判断。
- ・SSWが本児らと祖父母等への相談を受け、祖父母への親権移譲について祖母に同行し弁護士へ相談し監護者指定の調停申し立てを後日、実施予定とする。祖母宅から新しい小学校、中学校への転校・進学ができるよう当該校長、各教育委員会へ相談した。また、学童費の減免、行事参加への承諾、予防接種の保護者の同意について、こども保健課等へ照会した。担当は他郡市のSSWとなるが、今後必要に応じて連絡を取り、法律事務所の弁護士とも相談を継続しながら本児らが新しい環境で生活できるよう支援予定である。

【事例2】貧困及び低学力の生徒を支援する為の活用事例（①貧困対策③不登校）

- ・中2生徒は、父方の祖母、異父兄弟（兄、弟）の4人家族、母は2年前に死去。兄の就労で、生活保護から準要保護世帯へ変更。家庭内の環境に問題（物であふれ、臭気）がある。低学力で本人の困り感があり、中1の3学期から連絡なしの欠席が続く。祖母の健康状態が不安定（入院等）である。
- ・子育て支援課と連携し、祖母の短期入院中の「ひとり親家庭の家事支援」（ヘルパー導入等）の活用を行う。地域包括支援センターと連携し、祖母への生活援助として「介護予防サービス」（週1時間、家事支援）の活用を行う。
- ・本児への学力支援として無料学習塾の紹介及び同行（週2回、英数の個別指導）。中3からは、高校進学を目指して別会場での指導を追加予定。本児の低学力の要因を把握する為に、巡回相談の利用を検討。必要があれば兄に対して支援可能な施設を紹介可能であると伝える。
- ・心身の健康状態やエネルギーの状況には注意が必要であるが、支援の結果、本児は少しずつ元気を取り戻し、学習意欲も高まってきた。遅刻はするが登校日数も増加した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・長崎市は平成23年度から市費によるスクールソーシャルワーカーを1人配置している。平成26年度の学校、家庭、関係機関等への訪問活動は156回であり、増加傾向にある。支援対象となった児童生徒は82人（小学校28人、中学校54人）、関係機関とのケース会議は30回、ケース件数は34であった。
- ・日々の活動の他、管理職を対象とした研修会でSSWの趣旨や活動内容、有効な活用について講義を行う等、学校がSSWについて正しく理解し、協働のもとに有効な活用の実現を目指した。その結果、SSWについてよく理解し、積極的に有効活用を行う学校も徐々に増えてきている。

（2）今後の課題

- ・市内の全小中学校（小学校73校、中学校41校）の中に、数多くの、SSWの支援を必要とする児童生徒や家庭が存在していると考えられる。派遣申請による派遣に加え、隠れた問題の掘り起こしを行うために計画的に学校を訪問し、気になる児童生徒の情報を集め、対応を進めてきたが、効果的な活用については以下の課題が考えられる。

- ①対応するSSWの人数（対応可能数）の問題
- ②SSWの資質の維持向上の課題（研修・SSWの雇用）
- ③課題への対応と改善ができる組織体制の構築
- ④組織体制を含めた専門家からの安定した指導助言の確保

大分市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校をはじめ、いじめ・暴力行為・児童虐待など生徒指導上の課題への対応が求められる中、行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行うために、スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、児童生徒のおかれた様々な環境に働き掛けるとともに学校における教育相談体制の整備、充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

不登校生徒が多い中学校区の中で、スクールカウンセラーが配置されていない小学校9校に派遣。その他の幼稚園、小・中学校からの要請に対しては日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・3名 資格・・・社会福祉士 勤務形態・・・月17日 1日7時間15分勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・大分市「スクールソーシャルワーカー活用事業」実施要項の作成
- ・年度初めの連絡協議会において、事業の趣旨や体制、職務内容等について説明し、理解を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

S S W 3名、教育委員会生徒指導及び教育相談担当指導主事

（2）研修回数（頻度） 年3回（8月・10月・1月）

（3）研修内容

- ・S S Wが関わっている事例について、学校及び関係機関が情報の交換や共有を図る。また、支援の方向性について意見交換を行うとともに役割分担について検討する。
- ・講師を招聘し、支援の在り方について助言を受ける。

（4）特に効果のあった研修内容

幾つもの課題が重なっている困難事例に対して、S S W、学校、児童相談所、市の家庭支援センター、福祉事務所の関係者が支援の方策について協議し、講師の助言を受けながら方向性を見出した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 設置していない

（6）課題

- ・ケース会議との違いを明確にすること
- ・研修内容をどのように実践に繋がったのか、振り返りを行うこと
- ・S S Wが事例資料を作成するための時間の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめによる対人不安から不登校傾向が見られるようになった児童への支援のための活用事例

(②・③・⑥)

小学校6年生女子。小4の2学期にいじめに遭い登校できなくなった。小5になり本市に転入。学校への抵抗が強かったため、定期的に派遣されていたSSWが適応指導教室に繋いだ。通級を重ねる中で、少しずつ元気を取り戻し相談室登校ができるようになった。SSWは校区内のスクールカウンセラーとも相談しながら本児と保護者に寄り添い、面談の中で問題の外在化や困りの整理を手伝うことを通して本人と保護者の不安感の軽減に努めた。相談室登校が安定してきた矢先、他の児童の言葉で過去の出来事を思い出し、再び欠席が続くようになった。拒食傾向も見られるようになったため、SSWは病院受診に抵抗を示す保護者を説得して受診に繋げ、学校での状況を医師に伝えた。受診により服薬を開始。校内では本児への接し方について担任・コーディネーター・養護教諭・SSWが協議し、さらに全職員で共通理解を図った。また、SSWは本児についての情報を適応指導教室の担当者にも伝え、支援者全員が共通理解のうえで本児にかかわれるように調整した。本児は3学期から再び相談室に登校できるようになった。

【事例2】貧困と知的障害を背景にもつ児童への支援のための活用事例(①・②・③・⑥)

小学校3年生男子。知的障がい。母子家庭で経済的に苦しく、母親の養育力は低い。本人は身のまわりのことがきちんとできないため、身なりは不衛生。そのため、いじめの対象になりやすく、登校渋りが激しい状態にあった。小3の5月に同居している祖母が入院。程なく退院したが寝たきりの状態になる。介護されることなく床ずれができた状態で放置されていた。SSWは地域包括支援センターの担当ケアマネージャーや病院と連携し、祖母を施設入所させ、生活保護の受給の手続きを支援した。また、市の社会福祉協議会の生活福祉資金を借りて、祖母の入居費用や未納になっていた電気代の支払いができるようにするとともに、家計指導を行ってもらい、本児の家庭環境を改善した。一方、学校では、特別支援学級及び交流学級の担任・養護教諭・SSWが本児に校内でシャワーを使わせたり、寄付された衣料品に着替えさせる、散髪する等の支援を行った。また、本人は下校途中にいなくなってしまうことが多いため、SSWと担任が交替で付き添い、自治委員にも見守りを依頼した。その後、母親が祖母の生活保護費を不正受給する事件が起き、経済的な困窮状態がますます厳しくなったことと、本人の母親への反発が強くなり夜間徘徊が見られるようになったことから、SSWは学校や児童相談所と相談。本児は知的障がい児の施設に入所することとなった。現在、登校を渋ることなく安定した生活を送っている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成26年度の対応件数は506件で、平成25年度の1.2倍増
- ・平成26年度の延べ相談件数は2929件で、平成25年度の1.2倍増
- ・平成26年度の要請による派遣は、平成25年度の5.5倍増
- ・平成26年度に派遣した学校において児童生徒が抱える生徒指導上の課題が解決・好転した割合は81.0%で、平成25年度の1.2倍増。
- ・特に不登校の問題が解決・好転した割合は88.2%で、平成25年度の1.3倍増。

(2) 今後の課題

- ・市内全小中学校児童生徒に対応するための適切で効果的な配置体制の検討
- ・SSWの人材確保と質の担保
- ・SSWの職務内容や活用方法について学校や保護者の理解を深めるための広報や研修の工夫

宮崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と教育相談センターが連携し、問題を抱える児童生徒がおかれた環境への福祉的な立場からの助言支援や教育相談センターにおける他の相談員との連携等により、いじめや不登校などを未然防止や早期に対応することに資する。

（2）配置計画上の工夫

教育委員会の補助機関として、教育相談センターを設置し、スクールソーシャルワーカー2名を配置するとともに、学校経営アドバイザー1名、チーフスクールアドバイザー1名、スクールカウンセラー2名、特別支援相談員3名を配置し、相互の連携を図りながら相談活動や支援活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

2名（教員免許状）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

宮崎市スクールソーシャルワーカー設置要綱を施行し、市校長会や生徒指導に関する学校訪問を通して、スクールソーシャルワーカーの活用について広報を行う。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

なし

（2）研修回数（頻度）

なし

（3）研修内容

なし

（4）特に効果のあった研修内容

なし

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S Vの設置 なし

（6）課題

- S S Wが2名の配置になり、ケース会議に積極的に関わることができ、素早い対応が可能になったものの、いじめ・不登校の児童生徒が増加の傾向にあるため、十分な対応ができないのが実情である。
- どのような場合にどのような関係機関と連携することが有効的なのか等を把握するなどの情報収集を行うとともに、S S Wとしての資質向上が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③）

1年生の終わりごろから不登校気味になり、3年生になり、親子共に進路にあせりを感じ始めた。友だちの協力もあり、やっとのことで登校できているが、親の思いと子どもの思いが噛み合わず、母親としてどこまで

背中を押してあげたらいいのか分からない。また、迎えに来てくれている友達がおりがありがたいが、遅刻することになっているので迷惑をかけているのではないかと気になっているということで、母親が当教育相談センター（SSW）に相談に来られた。そこで、SSWが学校に訪問して、校長、教頭とともに協議。授業に出られない教科の時の居場所づくりや迎えに来てくれている生徒への配慮について対応を協議する。その後も母親の電話相談や親子で相談に来られ、学校とのつながりや進路への不安を解消していった。最終的に本人、保護者も納得の進路決定ができ、進路先も決まった。

【事例2】その他（発達障害等に関する問題）

担任の指導が届かない児童がおり、学級経営に大変、困っている状況にあるということで、校長が当教育相談センター（SSW）に相談に来られた。ケース会議は開催し、個別の支援体制もできているということであった。そこで、学校に訪問し授業を参観したあと、管理職を通して、学級での座席位置、学習訓練、毅然とした態度での指導、指導をする際のプラス面の活用方法などについてアドバイスを行った。しかし、学級で反抗的態度が激しくなった状況を把握したため、母親に当教育相談センターでのスクールカウンセラーに相談を受けてみるように学校からすすめてもらった。その後、児童相談所、支援学校、県SSW、警察署スクールサポーター、主任児童委員、当該職員、次期進学予定中学校職員らとともに、現在の状況やこれまでの支援経過、今後の指導や対応方針についてケース会議を実施。本人も母親も変わっていった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 1名増員により、各学校が不登校児童生徒等の指導・支援について関係機関と共に協議するケース会議に積極的に関わることができ、素早い対応が可能になった。
- 年々増加している教育相談センターの相談件数を、学校経営アドバイザー、スクールカウンセラーと共に連携し、円滑な対応をすることができた。
- ケース会議に参加し、それぞれの関係機関の立場での意見及び情報を共有することで多角的な解決策が話し合える。SSWは学校（担任）へ、対象児童生徒に対してのコミュニケーションの具体的な取り方や手立てをアドバイスすることで、学校（担任）が自信をもって指導できる。
- 保護者は、学校（担任等）に直接言えないことも、第三者で信頼できる機関には安心して話せる。時間に縛られずに率直な思いや日頃の不満を話せたことで気持ちが楽になり、相談する前は興奮気味な状況だったものが、終了後には落ち着いた気持ちで対応ができるようになる。
- 相談件数として、児童生徒の複雑な心理状態に寄り添い、学校との架け橋になれるとよい。

（2）今後の課題

- 学校職員や保護者、児童生徒が当教育相談センターに電話をしたり、来所したりして相談をすることや、SSWが直接学校に出向いてのアドバイスをすることは実施できた。しかし実際、家庭に出向いたり関係機関と一緒にいたり等の支援はできていない。
- どのような場合にどのような関係機関と連携することが有効的なのか等を把握するなどの情報収集を行うとともに、SSWとしての資質向上が必要である。
- 児童生徒も保護者も悩んでいるケースが多く、学校に児童・生徒・保護者の心に寄り添った連携を依頼しても、先生方の意識の差が大きく、育成されていない部分がある。さらに、特別支援の手法に基づいた指導が必要であるケースも増えてきているため、多様なケースに対応できる資質向上が必要である。

鹿児島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境へ働きかけ、問題行動等の解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

市内117校（78小学校、39中学校）を担当する4人のスクールソーシャルワーカーのうち、1人をコーディネーターとして位置づけ対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：4人

資格：社会福祉主事、精神保健福祉士、教員免許状、心理士、心理カウンセラー 等

勤務形態：概ね週4日、1日6時間（9：00～16：00）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

実施要項で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長会、生徒指導主任・担当者会等でも周知の徹底を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

月1回程度

（3）研修内容

スクールソーシャルワーカーの資質向上

- ・ 市教育相談員との事例研修会や講師を招聘した研修会を実施
- ・ 鹿児島県が主催する研修会への参加

（4）特に効果のあった研修内容

鹿児島県の主催する研修会へ参加することで、他市町との情報交換が可能となり、本市の活動の参考となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

（6）課題

研修講師やスーパーバイズができる人材の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境、不登校、問題行動改善のための活用事例（①、③、⑥）

○ 事例概要

- ・ Aは、万引き、家出、深夜徘徊等を繰り返し、警察に補導されることもり、学校へはほとんど登校していない。
- ・ 生活保護受給世帯で、保護者は朝早く出勤し、帰りが遅いこともあり、学校と連絡が取れないことが多い。

○ 支援内容

- ・ 学校からの相談を受け、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、状況を確認した。
- ・ ケース会議の開催を提案し、児童相談所、保護課、警察等の関係機関と情報の共有、今後の対応等を検討した。
- ・ スクールソーシャルワーカーが保護者と面談した。仕事については、勤務時間を変更することが難しいとのことであったため、保護課に状況を説明し、支援を依頼した。

○ その後の状況

- ・ 関係機関の関わりにより、Aは深夜徘徊、家出をすることはなくなった。
- ・ 関係機関の支援により、生活環境も改善され、保護者との連絡も以前に比べ、取りやすくなった。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、継続して関係機関と情報共有を行い、必要に応じて保護者との面談等を行う。

【事例2】不登校、問題行動、暴力行為解消のための活用事例（③、⑤、⑥）

○ 事例概要

- ・ Bは、昼夜逆転の生活で、深夜徘徊、喫煙等の問題行動や保護者への暴言・暴力があり、学校へは、ほとんど登校していない。
- ・ 保護者は休職し、療養中である。

○ 支援内容

- ・ 臨床心理相談員は、B及び保護者と面談し、関係機関との連携を図る必要があると判断したため、スクールソーシャルワーカーの派遣を学校に提案した。
- ・ 学校から相談を受け、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、状況を確認した。
- ・ スクールソーシャルワーカーは保護者と面談し、福祉的支援について提案した。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、児童相談所、警察等の関係機関と情報共有を行った。

○ その後の対応

- ・ B及び保護者が関係機関での継続した面談を行った。
- ・ 関係機関の関わりで、Bの生活のリズムは少しずつ改善し、教室にも入れるようになった。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、継続して関係機関と情報共有を行い、必要に応じて保護者との面談等を行う。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数135人、内40%程度の問題が解決又は好転している。
- ・ スクールソーシャルワーカーと連携し、ケース会議等を重ねることで、学校の対応力が向上してきている。
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨等の関係機関への周知が図られ、連携が取りやすくなった。

（2）今後の課題

- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するため、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図る必要がある。
- ・ 生徒指導上の諸課題への早期対応を図るため、業務等について学校や関係機関への周知を更に徹底するなど、積極的な活用について連携を深める必要がある。